

第89期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月22日（水曜日）

開会 午前10時（受付開始 午前9時）

場所

東京都千代田区紀尾井町1番4号

東京ガーデンテラス紀尾井町

紀尾井カンファレンス

（末尾の会場案内図をご参照ください。）

※開催場所が昨年と異なります。お間違いのないようご来場ください。



議決権行使が簡単に！スマートフォンからQRコード[®]を読み取ることで、議決権を簡単に行使いただけます。

「スマート行使」[®]対応

目次

ごあいさつ	1
本株主総会に関するご連絡事項	2
株主総会ライブ配信について	3
第89期定時株主総会招集ご通知	5
議決権行使についてのご案内	7
株主総会参考書類	9
招集ご通知添付書類	37
事業報告	37
連結計算書類	71
計算書類	74
監査報告書	77

「本株主総会に関するご連絡事項」「株主総会ライブ配信について」を2～4頁に記載しておりますので、必ずご覧くださいませようお願い申し上げます。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件（9頁）

第2号議案 取締役8名選任の件（10頁）

第3号議案 監査役1名選任の件（27頁）

第4号議案 補欠監査役2名選任の件（29頁）

第89期の期末（第4四半期）配当金につきましては、1株当たり45円とさせていただきます。この結果、取締役会で決議いたしております。

この結果、第89期の年間配当金は、1株当たり149円となりました。

- ・お土産のご用意はありません。
- ・本株主総会のライブ配信（バーチャル株主総会「参加型」）を実施いたします。

| ごあいさつ



代表取締役社長
チーフ・エグゼクティブ・オフィサー

谷川 啓

営理念「あおぞらミッション」として「あらたな金融の付加価値を創造し社会の発展に貢献する」ことを定め、あらたに生まれるビジネスを育成するとともに、変わろうとする事業の再構築や再生をご支援するためにリスクテイクする「あおぞら型投資銀行ビジネス」を推進しています。

また、2021年9月に、あおぞら銀行グループの全てのビジネス部門やサポート部門に共通する「あおぞらサステナビリティ目標」を設定、積極的な取組を進めています。

現行中期経営計画「AOZORA2022」最終年度である2022年度は、これらの取組に注力することで目標の達成を目指すとともに、次期中期経営計画「AOZORA2025」に向けて未来の事業基盤を構築する重要な一年となります。

株主の皆さまにおかれましては、引続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本年の会場は、これまで長年にわたりお世話になりましたホテルグランドパレスから変更になっておりますのでご注意ください。

また、昨年に続きまして、株主の皆さまが会場にご来場いただかなくてもコミュニケーションをとることができますよう、株主総会のライブ配信を実施いたします。後記「株主総会ライブ配信について」をご参照いただき、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆さまには、平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

第89期定時株主総会を2022年6月22日（水）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

新型コロナウイルス感染症や地政学リスクの高まりによって様々な影響をうけておられる皆さま方に、心からお見舞いを申し上げます。

2021年度の経済環境は、年間を通じて感染症拡大の影響を大きく受ける一方、全体として持ち直しの動きが継続する中、産業構造転換に向けた動きがさらに加速しました。

当行においては、お客様関連ビジネス等が好調に推移した結果、連結粗利益、連結実質業務純益、親会社株主純利益とも、前年度を上回る実績となりました。

2022年度は、インフレの昂進や地政学リスクの顕在化等により先行きの不確実性が高まる中、サプライチェーンの混乱やインフレ長期化による影響を見極め、様々なリスクを慎重に分析し判断することが求められる、難しい経営環境となることを想定する必要があります。

当行は、2020年5月に公表した中期経営計画「AOZORA2022」に基づき、わたしたちの経

営理念「あおぞらミッション」として「あらたな金融の付加価値を創造し社会の発展に貢献する」ことを定め、あらたに生まれるビジネスを育成するとともに、変わろうとする事業の再構築や再生をご支援するためにリスクテイクする「あおぞら型投資銀行ビジネス」を推進しています。

また、2021年9月に、あおぞら銀行グループの全てのビジネス部門やサポート部門に共通する「あおぞらサステナビリティ目標」を設定、積極的な取組を進めています。

現行中期経営計画「AOZORA2022」最終年度である2022年度は、これらの取組に注力することで目標の達成を目指すとともに、次期中期経営計画「AOZORA2025」に向けて未来の事業基盤を構築する重要な一年となります。

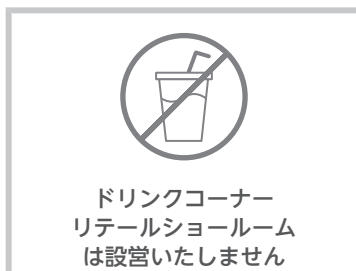
株主の皆さまにおかれましては、引続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本年の会場は、これまで長年にわたりお世話になりましたホテルグランドパレスから変更になっておりますのでご注意ください。

また、昨年に続きまして、株主の皆さまが会場にご来場いただかなくてもコミュニケーションをとることができますよう、株主総会のライブ配信を実施いたします。後記「株主総会ライブ配信について」をご参照いただき、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会に関するご連絡事項

当行では会場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じておりますが、株主さまにおかれましては、感染状況も踏まえて、ご来場について慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。なお、本株主総会は遠隔地の株主さまや、ご来場されない株主さまも参加可能な株主総会ライブ配信（バーチャル株主総会「参加型」）を実施いたしますので、ご利用ください。



議決権行使について

- 書面またはインターネット等により、事前に議決権行使をしていただきますようお願い申し上げます。
株主総会ライブ配信を視聴される株主さまも事前の議決権行使をお願いいたします。事前の議決権行使につきましては、7～8頁をご覧ください。

株主総会会場における感染症拡大防止策について

- 総会当日は、マスクのご持参・ご着用をお願い申し上げます。会場受付付近にアルコール消毒液をご用意するとともに、サーモグラフィを設置し、場合によって、検温をさせていただきます。最近海外から帰国された方は、受付でお申し出くださいますようお願い申し上げます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから厚生労働省が発表する入国後の自宅待機期間を経過していない方は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございますのでご了承ください。



マスク着用



アルコール消毒



サーモグラフィによる検温実施

- 総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。また、スタッフによっては手袋の着用をさせていただきます場合があります。
- 本株主総会においては、開催時間を短縮する観点から、一部例年と比べ、議場における詳細なご報告・ご説明を省略させていただきますので、来場される株主さまにおかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- お土産のご用意はございません。
- ドリンクコーナー・リテールショールームの設営はいたしません。

株主さまからのご質問事項等について

- 株主総会でご発言を予定されていた事項を事前に書面やメールでお寄せいただけます。いただきましたご質問等につきましては個別のご回答はいたしません。株主さまのご関心の高い事項については総会の場でご回答させていただくほか、後日当行ホームページにその内容を掲載させていただきます。

郵便受付先

〒102-8660
東京都千代田区麹町六丁目1番地1
あおぞら銀行コーポレートコミュニケーション部
総会担当

ご質問メール
受付先

✉ shitsumon2022@aozorabank.co.jp

受付期間

2022年6月20日（月）午後5時まで

株主総会ライブ配信について



本株主総会の模様をインターネットにてライブ配信いたします。

下記内容および本招集ご通知に同封の「株主総会ライブ配信のごあんない」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ライブ配信（バーチャル株主総会「参加型」）とは



- 会場に来場されない株主さまがIDとパスワードによる株主確認を経たうえで、株主さま専用のウェブサイトにて配信されるライブ配信動画をご視聴いただくものです。
- **株主総会ライブ配信を利用しての株主さまのご参加は、会社法で定める出席には該当いたしません。したがって、当日は議決権の行使ができませんので、2022年6月21日（火）午後5時15分までに書面またはインターネットによる議決権行使をお願いいたします。また、会社法上の質問、動議の提出はできませんが、ライブ配信動画を視聴しながら総会事務局にコメントを送信することができます。**

株主総会ライブ配信参加方法



- 株主総会ライブ配信により参加される株主さまは、同封の「株主総会ライブ配信のごあんない」を参照し、議決権行使書用紙に記載のID（株主番号）とパスワード（郵便番号）をログイン画面に入力してください。
- 株主総会ライブ配信画面には、コメント入力欄があります。コメントは会社法上の株主総会での質問としては扱われませんが、いただいたコメントは、株主総会当日または後日当行ホームページにてご回答・ご紹介させていただくことを予定しております。なお、コメントに個人情報が含まれる場合や個人的な攻撃等につながる等、不適切な内容のコメントにつきましてはご回答・ご紹介をいたしません。

株主総会ライブ配信に関するその他ご案内事項

- システム障害や通信環境により、映像や音声の乱れ、一時中断などが発生する場合があります。また、通信環境やシステム障害等により株主さまが受けた被害については、当行は一切責任を負いかねます。
- 株主総会ライブ配信の利用に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主さまのご負担とさせていただきます。
- 株主総会ライブ配信をご視聴いただけるのは、2022年3月31日現在の当行株主名簿に記載された株主さまのみとさせていただきます。当該株主さま以外のご視聴はご遠慮ください。
- 株主総会ライブ配信につきましては万全を期しておりますが、通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがあります。
- 株主総会ライブ配信の模様を録音、録画、公開することは、株主さまの肖像権を侵害する可能性があるため、禁止させていただきます。
- 株主総会ライブ配信の際は、会場後方から撮影し、会場に出席されている株主さまの容姿が撮影されないように配慮いたしますが、会場都合等により撮影されてしまう可能性がありますので予めご了承ください。

お問合せ先

■ ID（株主番号）およびパスワード（郵便番号）について

株主名簿管理人 三井住友信託銀行 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル
0120-782-041（フリーダイヤル）
平日午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日を除く。）

■ 株主総会ライブ配信の視聴方法について

バーチャル株主総会ヘルプデスク
0120-245-022（フリーダイヤル）
6月2日（木）～6月21日（火） 平日午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日を除く。）
6月22日（水）（株主総会当日） 午前9時～株主総会終了の時まで

■ 株主総会全般について

あおぞら銀行 コーポレートコミュニケーション部総会担当
03-6752-1111（大代表）
平日午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日を除く。）

株主総会の状況の事後開示について

- 本株主総会の動画等を当行ウェブサイト（<https://www.aozorabank.co.jp/corp/ir/stock/meeting/>）で開示いたします。配信は準備が整い次第、7月上旬から開始する予定です。

株主総会当日までの情報更新について

- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、やむなく会場や開始時刻が変更となったり、その他の上記対応内容が変更・更新される場合がございます。
当行ウェブサイト（<https://www.aozorabank.co.jp/corp/ir/stock/meeting/>）より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
当日ご来場いただく場合も、必ず更新情報のご確認をお願い申し上げます。



当行ウェブサイト「株主総会」ページ

<https://www.aozorabank.co.jp/corp/ir/stock/meeting/>



以 上

株 主 各 位

証券コード 8304

2022年6月2日

東京都千代田区麹町六丁目1番地1

株式 **あおぞら銀行**
会社

代表取締役社長 谷川 啓
チーフ・オブ・フィナンシャル・アフェアーズ

第89期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当行第89期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当行では会場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じておりますが、株主さまにおかれましては、感染状況も踏まえて、ご来場について慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。なお、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されている場合は、ご体調にかかわらず株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。また、本株主総会は遠隔地の株主さまや、ご来場されない株主さまも参加可能な**株主総会ライブ配信（バーチャル株主総会「参加型」）**を実施いたしますので、ご利用ください。（3～4頁をご参照ください。）

当日会場へのご出席をされない場合は、書面または電磁的方法によって議決権を行使することが可能ですので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月21日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

※議決権行使の方法につきましては、7～8頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

記

1 日 時	2022年6月22日（水曜日）午前10時
2 場 所	東京都千代田区紀尾井町1番4号 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井カンファレンス ※開催場所が昨年と異なります。お間違いのないようご来場ください。
3 目的事項	報告事項 1. 第89期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人 および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第89期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

以上

- 代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（定款の定めにより、代理人は、本株主総会において議決権を有する他の株主さま1名に限ります。）
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の注記および計算書類の注記につきましては、法令および当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.aozorabank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知および添付書類には記載しておりません。なお、監査役または会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、当行ウェブサイトに掲載した連結計算書類の注記および計算書類の注記を含んでおります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.aozorabank.co.jp/>）に掲載することによりお知らせいたしますので、予めご了承ください。

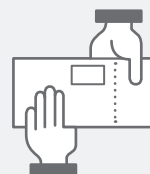
議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（9～32頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。議決権のご行使には以下の3つの方法がございますが、**B**または**C**の方法で議決権をご行使いただくようお願い申し上げます。

A 株主総会への出席による議決権行使

■ 株主総会開催日時

2022年6月22日（水曜日）午前10時

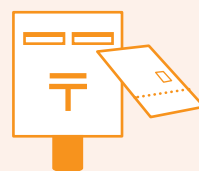


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第89期定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

B 書面による議決権行使

■ 行使期限

2022年6月21日（火曜日）午後5時15分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案	賛	否
第1号議案	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第2号議案	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第3号議案	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第4号議案	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

第1号議案・第3号議案

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

第2号議案・第4号議案

- 全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

見本

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆さまへ）

機関投資家の皆さまに関しましては、本株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

C インターネットによる議決権行使

■行使期限

2022年6月21日（火曜日） 午後5時15分まで



「スマート行使」による方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコード*を読み取ることで、議決権行使コードおよびパスワードの入力なしで簡単に議決権行使ができます。



ご注意

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード*を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力いただく必要があります。

- 2 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

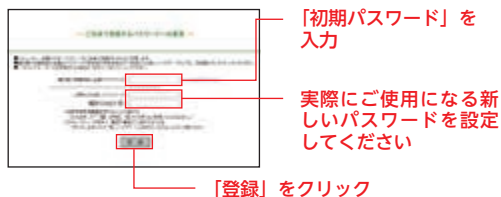
- 1 インターネットによる議決権行使は、「スマート行使」による方法のほか、パソコン・スマートフォン・携帯電話から、当行の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによりのみ可能です。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコン・スマートフォン・携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問合せください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

- 1 書面またはインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は以下の取扱いとさせていただきます。
 - ① 書面により、複数回、議決権行使をされた場合は、再発行された議決権行使書用紙によるご行使を有効とする取扱いとさせていただきます。
 - ② インターネット等により、複数回、議決権行使をされた場合は、最後のご行使を有効とする取扱いとさせていただきます。
 - ③ 書面とインターネット等の双方で議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効とする取扱いとさせていただきます。
- 2 議案につき、賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類、会計監査報告及び監査報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当銀行は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで</u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1. <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70条）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類、会計監査報告及び監査報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役8名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役全員（8名）が任期満了となりますので、このたび、取締役8名のご選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者の氏名等は以下のとおりであり、各取締役候補者に関する事項につきましては、11～26頁に記載のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位および担当	取締役会への出席状況	本定時株主総会終結時の在任期間
1	再任 社内 谷川 啓 たに かわ けい	 代表取締役社長執行役員 チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	当該事業年度に開催された取締役会15回全てに出席	4年
2	再任 社内 山越 康司 やま こし こう じ	 代表取締役副社長執行役員	当該事業年度に開催された取締役会15回全てに出席	2年
3	再任 社内 大見 秀人 おお み ひで と	 代表取締役副社長執行役員 法人営業推進本部長	取締役就任以降当該事業年度に開催された取締役会12回全てに出席	1年
4	再任 社内 芥川 知美 あくた がわ とも み	 取締役専務執行役員 サステナビリティ推進担当	当該事業年度に開催された取締役会15回全てに出席	3年
5	再任 社外 独立役員 水田 廣行 みず た ひろ ゆき	 取締役	当該事業年度に開催された取締役会15回全てに出席	9年
6	再任 社外 独立役員 村上 一平 むら かみ いっ ぺい	 取締役	当該事業年度に開催された取締役会15回全てに出席	8年
7	再任 社外 独立役員 伊藤 友則 い とう とも のり	 取締役	当該事業年度に開催された取締役会15回全てに出席	8年
8	新任 社外 独立役員 橋・フクシマ・咲江 たちばな ふくしま さきえ	 -	-	-

取締役候補者

候補者番号

1

たに かわ けい
谷川 啓

60歳（1962年5月17日生）

再任

社内



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1985年 4月 当行入行
- 2010年 8月 金融法人業務部長
- 2012年 7月 執行役員ビジネスバンキング本部長
- 2014年 4月 執行役員金融法人・地域法人営業本部長
- 2014年 7月 常務執行役員金融法人・地域法人営業本部長
- 2015年 7月 常務執行役員経営企画担当兼コンプライアンス・ガバナンス担当兼コーポレートセクレタリー室担当
- 2016年 7月 常務執行役員経営企画担当兼コーポレートセクレタリー室担当
- 2017年 7月 専務執行役員ビジネスバンキング本部長兼事業法人営業本部長
- 2018年 6月 代表取締役副社長執行役員兼ビジネスバンキング本部長兼事業法人営業本部長
- 2018年 7月 代表取締役副社長執行役員
- 2018年10月 代表取締役副社長執行役員兼信託ビジネス本部長
- 2020年 6月 代表取締役社長執行役員チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）（現職）

■ 取締役在任年数 4年（本定時株主総会終結時）

■ 取締役会等への出席状況
(2021年度) 当該事業年度に開催された取締役会
15回全てに出席

■ 候補者の所有する当行の株式の数 17,208株
上記株式の数には候補者が直接保有する株式と役員持株会における持分を合算して記載しております。
(1株未満を切り捨てて記載しております。)

■ 取締役候補者とした理由

当行入行以来、事業法人および金融法人の営業部門を中心に様々な銀行業務に従事し、2012年7月に執行役員に就任以降も多様な部門で当行の経営執行に携わっており、豊富な経験と十分な見識および判断能力を有していることから、候補者としております。

■ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

谷川啓氏は、現在、当行の取締役であり、当行は、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当行が全額負担しておりますが、本議案が承認可決され、同氏が取締役に就任した場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当行は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号

2

やま こし こう じ
山 越 康 司

59歳（1962年7月22日生）

再任 社内



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年 4月 当行入行
- 2007年 4月 スペシャルファイナンス部長
- 2009年12月 スペシャルティファイナンス副本部長兼再生金融部長
- 2012年 7月 執行役員スペシャルティファイナンス副本部長
- 2012年11月 執行役員スペシャルティファイナンス本部長
- 2016年 7月 常務執行役員スペシャルティファイナンス本部長
- 2017年 1月 常務執行役員スペシャルティファイナンス本部長兼海外不動産ストラクチャードデット部長
- 2018年 7月 常務執行役員ビジネスバンキング本部長兼事業法人営業本部長
- 2019年 7月 専務執行役員ビジネスバンキング本部長兼事業法人営業本部長
- 2020年 6月 取締役専務執行役員ビジネスバンキング本部長兼事業法人営業本部長
- 2020年 7月 取締役専務執行役員事業法人営業本部長
- 2021年 6月 代表取締役副社長執行役員事業法人営業本部長
- 2021年 7月 代表取締役副社長執行役員（現職）

■ 取締役在任年数 2年（本定時株主総会終結時）

■ 取締役会等への出席状況
(2021年度) 当該事業年度に開催された取締役会
15回全てに出席

■ 候補者の所有する当行の株式の数 3,559株
上記株式の数には候補者が直接保有する株式と役員持株会に
おける持分を合算して記載しております。
(1株未満を切り捨てて記載しております。)

■ 取締役候補者とした理由

当行入行以来、スペシャルティファイナンスを中心に様々な銀行業務に従事し、2012年7月に執行役員に就任、その後もスペシャルティファイナンス本部長や事業法人営業本部長として、当行の経営執行に携わっており、豊富な経験と十分な見識および判断能力を有していることから、候補者としておりま

■ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

山越康司氏は、現在、当行の取締役であり、当行は、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当行が全額負担しておりますが、本議案が承認可決され、同氏が取締役になされた場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当行は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号

3

おお み ひ で と
大見 秀 人

56歳（1965年7月19日生）

再任

社内



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1989年 4月 当行入行
- 2007年 8月 レバレッジファイナンス部長
- 2009年12月 事業ファイナンス部長
- 2011年10月 広島支店長
- 2012年11月 経営企画部長
- 2016年 7月 執行役員特命事項担当
- 2019年 7月 常務執行役員経営企画担当兼コーポレートセクレタリー室担当兼特命事項担当
- 2020年 6月 常務執行役員経営企画担当兼信託ビジネス本部長兼コーポレートセクレタリー室担当兼特命事項担当
- 2021年 4月 常務執行役員投資銀行本部長兼信託ビジネス本部長兼経営企画担当兼コーポレートセクレタリー室担当
- 2021年 6月 代表取締役副社長執行役員投資銀行本部長兼信託ビジネス本部長兼経営企画担当兼コーポレートセクレタリー室担当
- 2021年 7月 代表取締役副社長執行役員投資銀行本部長兼信託ビジネス本部長
- 2022年 4月 代表取締役副社長執行役員法人営業推進本部長（現職）

■ 取締役在任年数	1年（本定時株主総会終結時）
■ 取締役会等への出席状況 (2021年度)	取締役就任以降当該事業年度に開催された取締役会 12回全てに出席
■ 候補者の所有する当行の株式の数	6,807株 上記株式の数には候補者が直接保有する株式と役員持株会に おける持分を合算して記載しております。 (1株未満を切り捨てて記載しております。)

■ 取締役候補者とした理由

当行入行以来、事業法人営業部門および経営企画部門を中心に様々な銀行業務に従事し、2016年7月に執行役員に就任以降も多様な部門で当行の経営執行に携わっており、豊富な経験と十分な見識および判断能力を有していることから、候補者としております。

■ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

大見秀人氏は、現在、当行の取締役であり、当行は、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当行が全額負担しておりますが、本議案が承認可決され、同氏が取締役に就任した場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当行は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号

4

あくた がわ とも み
芥川 知美

59歳 (1962年11月30日生)

再任

社内



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1985年 4月 当行入行
- 2010年 7月 財務部長
- 2013年 7月 チーフ・ファイナンシャル・オフィサー (CFO) 副担当兼財務部長
- 2014年 7月 執行役員チーフ・ファイナンシャル・オフィサー (CFO) 副担当兼財務部長
- 2014年10月 執行役員チーフ・ファイナンシャル・オフィサー (CFO) 副担当
- 2017年 7月 常務執行役員経営企画担当兼コーポレートセクレタリー室担当
- 2019年 6月 取締役常務執行役員経営企画担当兼コーポレートセクレタリー室担当
- 2019年 7月 取締役専務執行役員チーフ・ファイナンシャル・オフィサー (CFO)
- 2021年 4月 取締役専務執行役員チーフ・ファイナンシャル・オフィサー (CFO) 兼SDGs推進担当
- 2021年 7月 取締役専務執行役員SDGs推進担当
- 2022年 1月 取締役専務執行役員サステナビリティ推進担当 (現職)

■ 取締役在任年数 3年（本定時株主総会終結時）

■ 取締役会等への出席状況
(2021年度) 当該事業年度に開催された取締役会
15回全てに出席

■ 候補者の所有する当行の株式の数 5,746株
上記株式の数には候補者が直接保有する株式と役員持株会に
おける持分を合算して記載しております。
(1株未満を切り捨てて記載しております。)

■ 取締役候補者とした理由

当行入行以来、財務部門を中心に様々な銀行業務に従事し、2014年7月に執行役員チーフ・ファイナンシャル・オフィサー（CFO）副担当に就任、その後も経営企画部門担当やチーフ・ファイナンシャル・オフィサー（CFO）として、当行の経営執行に携わっており、豊富な経験と十分な見識および判断能力を有していることから、候補者としております。

■ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

芥川知美氏は、現在、当行の取締役であり、当行は、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当行が全額負担しておりますが、本議案が承認可決され、同氏が取締役になされた場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当行は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

(注) 芥川知美氏の戸籍上の氏名は佐々木知美であります。

候補者番号

5

みず た ひろ ゆき
水田 廣行

72歳（1949年11月30日生）

再任 社外 独立役員



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1974年 4月 株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行）入行
- 2003年11月 株式会社近畿大阪銀行（現株式会社関西みらい銀行）代表取締役社長
- 2006年 6月 株式会社りそなホールディングス取締役兼代表執行役社長
- 2007年 6月 株式会社りそな銀行代表取締役社長
株式会社りそなホールディングス執行役グループ戦略部（同行経営管理）担当
- 2008年10月 公益財団法人りそな中小企業振興財団理事長
- 2009年 5月 株式会社りそな銀行社長退任
株式会社りそなホールディングス執行役退任
- 2010年 6月 日本電通株式会社社外取締役
日本電波塔株式会社（現株式会社TOKYO TOWER）取締役
- 2011年 6月 同社代表取締役会長（現職）
- 2013年 6月 当行取締役（現職）
- 2016年 6月 日本電通株式会社相談役

■ 取締役在任年数 9年（本定時株主総会終結時）

■ 取締役会等への出席状況
(2021年度) 当該事業年度に開催された取締役会
15回全てに出席

■ 候補者の所有する当行の株式の数 4,831株
上記株式の数には候補者が直接保有する株式と役員持株会における持分を合算して記載しております。
(1株未満を切り捨てて記載しております。)

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割

水田廣行氏は、株式会社りそなホールディングス取締役兼代表執行役社長および株式会社TOKYO TOWER代表取締役会長を務められ、銀行ならびに企業経営者として豊富な経験・実績と優れた見識に加え、特にリテールビジネスならびに企業金融業務の知見を有しており、2013年6月から社外取締役として、当行経営を適切に監督いただいています。

当行はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、中長期的な企業価値の向上に向けて、客観的な視点から、当行の業務執行の全般的な監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

■ 特別の利害関係および独立性に関する考え方

水田廣行氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。

同氏が執行役を務めていた株式会社りそなホールディングスおよび代表取締役社長を務めていた傘下銀行とは、当行は預金などの取引関係がありますが、同氏が退任してから10年超が経過しており、当該取引関係が独立性に影響を与えるものではありません。

同氏は、社外取締役候補者であり、また株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

■ 責任限定契約・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は、水田廣行氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する金額を限度額とする旨の契約を締結しております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当該契約は引き続き効力を有するものとしております。

同氏は、現在、当行の取締役であり、当行は、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当行が全額負担しておりますが、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当行は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号

6

むら かも いっ ぺい
村上 一平

77歳（1945年3月3日生）

再任

社外

独立役員



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1967年 4月 日清製粉株式会社入社
- 1995年 6月 同社取締役企画部長兼財務部長
- 2000年 6月 同社常務取締役
- 2001年 7月 各事業会社を分社し持株会社となり、株式会社日清製粉グループ本社常務取締役経理・財務本部長
- 2004年 6月 同社常務取締役経理・財務本部長兼企画本部副本部長
- 2005年 6月 同社常務取締役経理・財務本部管掌、企画本部長
- 2006年 6月 同社常務取締役企画本部長
- 2007年 6月 同社専務取締役企画本部長
- 2007年10月 同社代表取締役社長
- 2011年 4月 同社取締役相談役
- 2011年 6月 同社特別顧問（現職）
- 2014年 6月 当行取締役（現職）
- 2021年 4月 学校法人関西学院理事長（現職）

■ 取締役在任年数 8年（本定時株主総会終結時）

■ 取締役会等への出席状況
(2021年度) 当該事業年度に開催された取締役会
15回全てに出席

■ 候補者の所有する当行の株式の数 9,651株
上記株式の数には候補者が直接保有する株式と役員持株会に
おける持分を合算して記載しております。
(1株未満を切り捨てて記載しております。)

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割

村上一平氏は、株式会社日清製粉グループ本社代表取締役社長および学校法人関西学院理事長を務められ、企業ならびに学校法人経営者としての豊富な経験・実績と優れた見識に加え、特に企業財務ならびに会計分野に関する知見を有しており、2014年6月から社外取締役として、当行経営を適切に監督いただいております。

当行はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、中長期的な企業価値の向上に向けて、客観的な視点から、当行の業務執行の全般的な監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

■ 特別の利害関係および独立性に関する考え方

村上一平氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。

同氏は、社外取締役候補者であり、また株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

■ 責任限定契約・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は、村上一平氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する金額を限度額とする旨の契約を締結しております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当該契約は引き続き効力を有するものとしております。

同氏は、現在、当行の取締役であり、当行は、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当行が全額負担しておりますが、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当行は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号

7

いとうとも のり
伊藤 友則

65歳（1957年1月9日生）

再任

社外

独立役員



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1979年 4月 株式会社東京銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行
- 1990年 3月 同行信託会社ニューヨーク支店インベストメント・バンキング・グループバイスプレジデント
- 1995年 3月 スイス・ユニオン銀行（現UBS） 東京支店入行
- 1997年 8月 同行東京支店長兼投資銀行本部長
- 1998年 6月 UBS証券株式会社投資銀行本部長マネージングディレクター
- 2011年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科特任教授
- 2012年 5月 株式会社パルコ社外取締役
- 2012年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科
（現一橋ビジネススクール国際企業戦略専攻） 教授
- 2013年 7月 株式会社アインファーマシーズ社外監査役
- 2014年 6月 当行取締役（現職）
- 2016年 6月 電源開発株式会社社外取締役（現職）
- 2019年 5月 株式会社パルコ社外取締役退任
- 2020年 4月 一橋ビジネススクール国際企業戦略専攻特任教授
- 2021年 9月 早稲田大学大学院経営管理研究科（早稲田大学ビジネススクール）ビジネス・ファイナンス研究センター教授（現職）
一橋ビジネススクール国際企業戦略専攻非常勤講師（現職）
- 2022年 4月 京都先端科学大学大学院経営学研究科特任教授（現職）

■ 取締役在任年数 8年（本定時株主総会終結時）

■ 取締役会等への出席状況
(2021年度) 当該事業年度に開催された取締役会
15回全てに出席

■ 候補者の所有する当行の株式の数 2,000株
上記株式の数には候補者が直接保有する株式と役員持株会に
おける持分を合算して記載しております。
(1株未満を切り捨てて記載しております。)

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割

伊藤友則氏は、内外の金融機関での経験を経て、一橋ビジネススクール国際企業戦略専攻および早稲田大学大学院経営管理研究科の教授を務められ、グローバル金融ビジネスならびに研究者としての豊富な経験・実績と優れた見識に加え、特にM&A業務を含む投資銀行業務の知見を有しており、2014年6月から社外取締役として、当行経営を適切に監督いただいています。

当行はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、中長期的な企業価値の向上に向けて、客観的な視点から、当行の業務執行の全般的な監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

■ 特別の利害関係および独立性に関する考え方

伊藤友則氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。

同氏は、社外取締役候補者であり、また株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

■ 責任限定契約・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は、伊藤友則氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する金額を限度額とする旨の契約を締結しております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当該契約は引き続き効力を有するものとしております。

同氏は、現在、当行の取締役であり、当行は、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当行が全額負担しておりますが、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当行は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号

8

たちばな ふ く し ま さ き え
橘・フクシマ・咲江

72歳（1949年9月10日生）

新任 社外 独立役員



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1974年 9月 ハーバード大学東アジア言語文化学科講師
- 1980年 6月 ブラックストーン・インターナショナル株式会社入社
- 1987年 9月 ベイン・アンド・カンパニー株式会社入社
- 1991年 8月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社（現コーン・フェリー・ジャパン株式会社）入社
- 1995年 5月 コーン・フェリー・インターナショナル米国本社取締役
- 2000年 9月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社取締役社長
- 2001年 7月 同社代表取締役社長
- 2009年 5月 同社代表取締役会長
- 2010年 7月 G&Sグローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長（現職）
- 2011年 4月 公益社団法人経済同友会副代表幹事（2015年4月迄）
- 2016年 6月 ウシオ電機株式会社社外取締役（現職）
- 2019年 6月 コニカミノルタ株式会社社外取締役（現職）
- 2020年 6月 九州電力株式会社社外取締役（現職）

株主の皆さまへ

1995年に米国企業本社の社内取締役に就任以来、米国のコーポレート・ガバナンス（CG）に携わり、2002年から現在まで日本企業12社の社外取締役に務める機会を頂き、日米のCGの変遷を経験してきました。有効なCGには機関設計とその運用の両方が重要ですが、日本では機関設計は選択肢が増え、運用面でもCGコードも導入され、ガバナンス強化が図られています。金融機関の社外取締役は初めてで、毎日学習の日々ですが、私が日本企業の社外取締役として重視しているのは、経営が「中の常識、外の非常識」にならぬよう、外のベンチマークを持ち込むことです。30年以上多様なグローバル企業の戦略や「人財」のコンサルティングに携わりましたが、日本企業では一社のみで経験を積む経営者の方が多いため、他社のベンチマーク提供が重要になります。激変する世界環境および金融業界の中で、投資家である株主の皆さまの視点を持ち、企業価値の最大化に「攻めと守りの戦略実行」を監督することを役割として、微力ながら努力する所存です。

■ 取締役在任年数 —

■ 取締役会等への出席状況
(2021年度) —

■ 候補者の所有する当行の株式の数 —

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割

橘・フクシマ・咲江氏は、コーン・フェリー・ジャパン株式会社代表取締役社長および会長を務められるとともに、多くの国内上場企業の社外取締役を歴任され、企業経営者としての豊富な経験・実績と優れた見識に加え、特にグローバルな人財のマネジメントおよびコーポレート・ガバナンスに関する知見を有しております。

当行はその経験・能力を高く評価しており、同氏の役割として、中長期的な企業価値の向上に向けて、客観的な視点から、当行の業務執行の全般的な監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、社外取締役候補者としております。

■ 特別の利害関係および独立性に関する考え方

橘・フクシマ・咲江氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。

同氏は、社外取締役候補者であり、また株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

■ 責任限定契約・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

本議案が承認可決され、橘・フクシマ・咲江氏が社外取締役に就任した場合、当行は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する金額を限度額とする旨の契約を締結する予定であります。

本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当行が現在保険会社との間で締結している会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当行が全額負担しております。なお、当行は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

(注) 橘・フクシマ・咲江氏の戸籍上の氏名は橘咲江であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって監査役橋口悟志氏が任期満了となりますので、このたび、監査役1名のご選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

はし ぐち さと し
橋 口 悟 志

61歳（1961年6月9日生）

再任 社内



■略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1984年 4月 当行入行
- 2002年11月 金融商品開発部担当部長
- 2004年 4月 総合資金部担当部長
- 2006年 4月 証券投資部長
- 2008年 4月 ファンド投資部担当部長
- 2009年 4月 総合資金部長
- 2010年 8月 金融法人第一部長
- 2011年10月 名古屋支店長
- 2013年10月 監査部長
- 2018年 6月 常勤監査役（現職）

■ 監査役在任年数 4年（本定時株主総会終結時）

■ 監査役会等への出席状況
(2021年度) 当該事業年度に開催された監査役会
13回全てに出席
当該事業年度に開催された取締役会
15回全てに出席

■ 候補者の所有する当行の株式の数 1,766株
上記株式の数には候補者が直接保有する株式と役員持株会における持分を合算して記載しております。
(1株未満を切り捨てて記載しております。)

■ 監査役候補者とした理由

当行入行以来、法人営業部門、財務部門、市場部門を中心に様々な銀行業務に従事し、2013年10月に監査部長に就任するなど、多様な部門の業務経験と幅広い知見を有しており、監査部長として業務執行から独立した客観的な立場で内部統制を検証してきた経験を有していることから、候補者としております。

■ 特別の利害関係

橋口悟志氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。

■ 責任限定契約・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は、橋口悟志氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する金額を限度額とする旨の契約を締結しております。本議案が承認可決され、同氏が監査役に就任した場合、当該契約は引き続き効力を有するものとしております。

同氏は、現在、当行の監査役であり、当行は、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当行が全額負担しておりますが、本議案が承認可決され、同氏が監査役に就任した場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当行は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名のご選任をお願いしたいと存じます。

候補者吉村晴壽氏は、社外監査役以外の監査役の補欠としての補欠監査役候補者、候補者ミッチ R. フルシャー氏は、社外監査役の補欠としての補欠監査役候補者であります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

補欠監査役候補者

候補者番号

1

よし むら はる とし
吉村 晴壽

57歳（1965年4月17日生）

社内



■略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1989年 4月 当行入行
- 2009年 7月 金融法人業務部担当部長
- 2011年 8月 高松支店副支店長
- 2013年 8月 高松支店長
- 2016年 7月 公共法人部長
- 2018年 6月 金融法人第一部長
- 2021年 7月 監査役室長（現職）

■ 候補者の所有する当行の株式の数

411株

上記株式の数には候補者が直接保有する株式と従業員持株会における持分を合算して記載しております。
(1株未満を切り捨てて記載しております。)

■ 補欠監査役候補者とした理由

銀行業務に関する知識および経験を有しており、当行の社外監査役以外の監査役にふさわしいと判断し、補欠監査役の候補者としております。

■ 特別の利害関係

吉村晴壽氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。

当行は、同氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する金額を限度額とする旨の契約を締結する予定であります。

同氏が監査役に就任した場合、当行が現在保険会社との間で締結している会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当行が全額負担しております。なお、同氏の監査役への就任の有無・時期にかかわらず、当行は、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号

2 ミッチ R. フルシャー

80歳（1941年8月18日生）

社外



■略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1963年 アーサーアンダーセン（シカゴ）入所
- 1969年 アーサーアンダーセン（シカゴ）監査部門マネージャー
- 1974年 アーサーアンダーセン（シカゴ）監査部門パートナー
- 1986年 アーサーアンダーセン（東京）マネージング・パートナー
- 1991年 アーサーアンダーセン（ロサンゼルス）パートナー
- 1997年 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）US GAAPエキスパート
- 1998年 一般社団法人フューチャーズ・インダストリー・アソシエーション・ジャパン会長
- 2002年 メラムド アンド アソシエイツ日本代表
- 2003年 プロティビティ ジャパン顧問
- 2004年 6月 当行社外監査役
- 2004年 昭和地所株式会社非常勤監査役
- 2012年 昭和地所株式会社非常勤監査役退任
- 2014年 一般社団法人フューチャーズ・インダストリー・アソシエーション・ジャパン代表理事プレジデント
- 2015年 一般社団法人フューチャーズ・インダストリー・アソシエーション・ジャパン名誉会長執行委員会顧問（現職）

■ 候補者の所有する当行の株式の数

4,800株

上記株式の数には候補者が直接保有する株式と役員持株会における持分を合算して記載しております。

(1株未満を切り捨てて記載しております。)

■ 補欠監査役候補者とした理由

ミッチ R. フルチャー氏は、米国公認会計士の資格を有しており、会計の専門家として豊富な経験・実績、見識を有し、当行の社外監査役にふさわしいと判断し、補欠社外監査役の候補者としております。

■ 特別の利害関係および独立性に関する考え方

ミッチ R. フルチャー氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。

補欠監査役候補者の同氏は、補欠社外監査役候補者であり、同氏が監査役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。



当行は、同氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する金額を限度額とする旨の契約を締結する予定であります。

同氏が監査役に就任した場合、当行が現在保険会社との間で締結している会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当行が全額負担しております。なお、同氏の監査役への就任の有無・時期にかかわらず、当行は、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

以上

ご参考1 取締役・監査役のスキル・専門性について

第2号議案・第3号議案をご承認いただきますと、本株主総会終了後の当行の取締役・監査役は、以下の体制となる予定です。（本株主総会終了後の取締役会で決定いたします。）

		委員に就任予定の委員会	
		指名報酬委員会	監査コンプライアンス委員会
社内取締役	谷川 啓 	○	
	山越 康司 		
	大見 秀人 		
	芥川 知美 		
社外取締役	水田 廣行 		○ 委員長
	村上 一平 		○
	伊藤 友則 	○ 委員長	
	橘・フクシマ・咲江 	○	
社内監査役	橋口 悟志 		オブザーバー参加
社外監査役	萩原 清人 		オブザーバー参加
	井上 寅喜 		オブザーバー参加

※取締役・監査役の有する全ての知見を表すものではありません。

取締役・監査役の専門性						
企業経営	金融	財務会計	法務・コンプライアンス/ リスク管理	グローバル	IT/DX	サステナビリティ
○	○		○			
	○		○	○		
	○			○	○	
	○	○	○			○
○	○		○			
○		○	○			
	○			○		○
○				○		○
	○		○	○		
	○		○			
○		○	○	○		

ご参考2 取締役・監査役候補の指名に当たっての基本方針

<取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての基本方針>

当行のコーポレート・ガバナンスの基本方針を実現するため、取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たって、以下を基本方針としております。

取締役候補者の指名に関する基本方針

1. 経営に関する優れた識見・知見を有していること
2. 経営判断能力を有し、先見性、洞察力に優れていること
3. 当行の取締役としての使命感があること
4. 株主をはじめとしたステークホルダーの信任を得られること
5. 社外取締役においては、マネジメントに対する監督ならびに適切なアドバイスができること

監査役候補者の指名に関する基本方針

1. 経営に関する優れた識見・知見を有していること
2. 金融に関する主要な法令・諸規則および財務・会計に関する知見を有していること
3. 独立性の観点から公正不偏の態度を保持できること
4. ステークホルダーの信任を得られること
5. 経営の健全性と透明性を確保することを目的として、株主、取締役会、マネジメントとの円滑な対話ができること

<取締役候補の指名を行うに当たっての手續>

社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会は、取締役候補の指名について審議し、取締役会に意見具申します。取締役会は、指名報酬委員会の意見具申に基づき、取締役候補の指名を、その指名の基本方針に基づき判断します。

<監査役候補の指名を行うに当たっての手續>

社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会は、監査役（会）の意見も尊重し、監査役候補の指名について審議し、取締役会に意見具申します。取締役会は、指名報酬委員会の意見具申に基づき、監査役会の同意を得たうえで、その指名の基本方針に基づき判断します。

上記は、株式会社東京証券取引所のウェブサイトにて開示しております当行の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」から抜粋したものです。

ご参考3 社外取締役および社外監査役の独立性基準

社外取締役、社外監査役、またはその候補者が、以下の各要件のいずれにも該当しない場合に、当行に対する独立性を有するものと判断する

1. (1) 当行または子会社の、業務執行者（業務執行取締役、執行役員またはその他の使用人）、または、その就任前10年間に於いても当行または子会社の業務執行者であった者
(2) その就任の前10年内のいずれかの時において当行またはその子会社の取締役、会計参与または監査役であったことがある者（業務執行者であったことがあるものを除く）にあっては、当該取締役、会計参与または監査役への就任前10年間に於いても当行またはその子会社の業務執行者であった者
2. 当行または子会社の主要な取引先（当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上）またはその業務執行者である者
3. 当行または子会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（過去3年平均で10百万円以上）を得ている、コンサルタント、会計専門家または法律専門家。または、当行または子会社から多額の金銭その他の財産（当該財産を得ている団体の連結売上高の2%以上）を得ているコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等に所属する者
4. 就任の前10年以内のいずれかの時において次の(1)から(3)までのいずれかに該当していた者
 - (1) 当行の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - (2) 当行の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る）
 - (3) 当行の兄弟会社の業務執行者
5. 上記1から4について、最近において該当していた場合（最近においてとは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において主要な取引先の業務執行者である者は独立性を有さない）
6. 上記1から5について、近親者（配偶者または二親等以内の親族、重要でない者を除く）が該当している場合（重要な者とは、例えば、各会社の役員・部長クラスの者、上記3の場合は、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者）
なお、上記1については現在該当している場合

1 当行の現況に関する事項

1 企業集団の事業の経過及び成果等

[金融経済環境]

当期における国内の経済環境は、年間を通じて新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けましたが、全体としては持ち直しの動きが継続し、グローバル経済の回復を背景に鉱工業生産・輸出等は比較的堅調な動きが続きました。しかしサービス業では、まん延防止等重点措置の実施の影響により、依然として厳しい状況が続きました。米国では、早い段階でワクチン接種が本格的に進展し経済正常化が進んだことにより、全般的な景気回復が見られましたが、1月に入り、インフレ動向が最大の焦点となり、供給制約を主因とするインフレ上昇ではあるものの、家賃をはじめとしたサービス価格等、財価格だけでなく広範な品目にも影響が見られ始めました。

国内では、長期金利（10年国債利回り）は4月から12月にかけて概ね0～0.1%での推移が続きましたが、年明け以降、米国長期金利の上昇や国内においてもインフレ上昇を意識した動きにより、0.25%まで上昇しました。日経平均株価は、9月に30,000円台を突破し高値を付けた後は上値の重い展開が続き、年明け以降はさらに水準を切り下げ、2月後半以降のウクライナをめぐる国際情勢、それに伴うエネルギー価格の高騰により3月上旬には一時的に25,000円を割り込む水準まで下落しましたが、期末には28,000円程度となりました。ドル円相場は、今年度前半は110円近辺の比較的狭いレンジでの推移が続きましたが、その後は米国金利の上昇を受けて年明け以降は115円近辺で推移、さらに3月中旬以降、急速な円安ドル高が進み、期末には120円台半ばまで到達しました。米国では、長期金利（10年米国債利回り）は、4月から12月にかけては1%台半ばを中心に比較的安定した展開が続きましたが、インフレ高進が加速しFRB（米連邦準備理事会）が金融引き締め姿勢を強める中、年明け以降は1%台半ばから2.0%まで上昇しました。米国株式市場は、比較的堅調に推移し、年明けにダウ・ジョーンズ工業株30種平均株価は36,000ドル台の高値を付けましたが、FRBの金融引き締め姿勢が強まる中、ウクライナ情勢・エネルギー価格の状況等を反映して2月後半にかけては下げ足を速め、一時33,000ドル台を割り込む水準まで下落、その後期末にかけては35,000ドル近辺まで回復しました。

[企業集団の主要な事業内容]

当行グループは、当行、連結子会社25社及び持分法適用関連会社1社で構成され、銀行業務を中心に、金融商品取引業務、信託業務、投資運用業務、投資助言業務、M&Aアドバイザー業務、ベンチャーキャピタル業務等の金融サービスに係る事業や債権管理回収業務を行っております。

[当期の経営成績及び財政状態]

当期（2021年度）の当行グループの経営成績及び財政状態は以下のとおりとなりました。

(i) 経営成績

連結粗利益	1,030億円	親会社株主に帰属する 当期純利益	350億円
前年度比	+64億円	前年度比	+60億円
連結実質業務純益	478億円	普通株式1株当たり 年間配当金	149円
前年度比	+51億円	うち期末配当金は 1株当たり	45円00銭

(単位：億円)

	2020年度	2021年度	増減
連結粗利益 ※1	965	1,030	64
資金利益	500	516	15
役務取引等利益	124	140	15
特定取引利益	134	166	32
国債等債券損益	81	45	△36
国債等債券損益を除くその他業務利益	124	162	38
経費	△549	△577	△28
持分法による投資損益	11	26	15
連結実質業務純益 ※2	426	478	51
与信関連費用	△43	△37	6
株式等関係損益	23	20	△3
その他の臨時損益	△17	1	18
経常利益	389	462	73
特別損益	△0	△3	△3
税金等調整前当期純利益	389	459	69
法人税等合計	△122	△129	△7
当期純利益	267	330	62
非支配株主に帰属する当期純損失	22	19	△2
親会社株主に帰属する当期純利益	289	350	60

※1 連結粗利益 = (資金運用収益 - 資金調達費用) + (信託報酬 + 役務取引等収益 - 役務取引等費用) + (特定取引収益 - 特定取引費用) + (その他業務収益 - その他業務費用)

※2 連結実質業務純益 = 連結粗利益 - 経費 + 持分法による投資損益

※3 科目にかかわらず収益・利益はプラス表示、費用・損失はマイナス表示をしております。

当期の連結粗利益は1,030億円（前期比64億円増）、連結実質業務純益は478億円（同51億円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は350億円（同60億円増）となりました。

資金利益は、貸出残高増加等により前期比15億円増加の516億円となりました。

非資金利益は、前期比49億円増加の513億円となりました。貸出関連手数料、組合出資損益、リテール関連の投資性商品販売等の顧客関連ビジネスが年間を通じて好調に推移しました。

経費は前期比28億円増加し577億円となりました。注力分野への人員増加等により人件費が増加したほか、マーケット業務にかかる規制対応、インフラ整備、サイバーセキュリティ対応等によりシステム関連経費が増加しました。

持分法による投資損益は26億円の利益を計上しております。

以上により、連結実質業務純益は前期比51億円増の478億円となりました。

与信関連費用は37億円の費用（前期は43億円の費用）、株式等関係損益は20億円の利益を計上し、経常利益は462億円（前期比73億円増）、税金等調整前当期純利益は459億円（同69億円増）となりました。

法人税等（法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計）は129億円の費用となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、350億円（前期比60億円増）となりました。また、1株当たり当期純利益は299円81銭（前期は248円27銭）となっております。2021年度の普通株式1株当たり年間配当は149円といたしました。

セグメント利益（損失）

（単位：億円）

	2020年度	2021年度	増減
個人営業グループ	△25	△7	18
法人営業グループ	117	158	40
金融法人・地域法人営業グループ	22	10	△12
スペシャルティファイナンスグループ	125	118	△7
インターナショナルファイナンスグループ	51	87	35
ファイナンシャルマーケットツグループ	255	210	△44

当行グループは、業務別にビジネスグループを設置しており、「個人営業グループ」「法人営業グループ」「金融法人・地域法人営業グループ」「スペシャルティファイナンスグループ」「インターナショナルファイナンスグループ」「ファイナンシャルマーケットツグループ」の6つのビジネスグループを報告セグメントとしております。

報告セグメント毎のセグメント利益又は損失は、連結粗利益－経費＋持分法による投資損益で算出しております。

なお、当行の置かれている環境や調達構造の変化を受け、当期より各報告セグメント間の調達に係る損益の算定方法を変更しております。前期のセグメント利益又は損失は、変更後の算定方法に基づき算定しております。

(ii) 財政状態

当期末の総資産は、6兆7,286億円（前期末比8,117億円増）となりました。貸出金は、前期末比3,683億円増の3兆3,171億円となりました。国内向け貸出は前期末比1,929億円増加、海外向け貸出は1,753億円増加しております。有価証券は848億円増の1兆4,781億円となっております。

負債合計は、6兆2,413億円（前期末比8,145億円増）となりました。コア調達（預金・譲渡性預金及び社債の合計）は5兆405億円（前期末比8,296億円増）となりました。

純資産は、前期末比27億円減の4,872億円となりました。1株当たり純資産額は4,222円79銭（前期末は4,233円53銭）となっております。

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当行グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題は以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当期末現在において当行が判断したものであります。

(i) 経営理念、(ii) 経営計画は2020年5月に公表した「中期経営計画AOZORA2022の策定について」からの抜粋です。

(i) 経営理念

あおぞらミッション（存在意義）

- ・新たな金融の付加価値を創造し、社会の発展に貢献する

あおぞらビジョン（目指す姿）

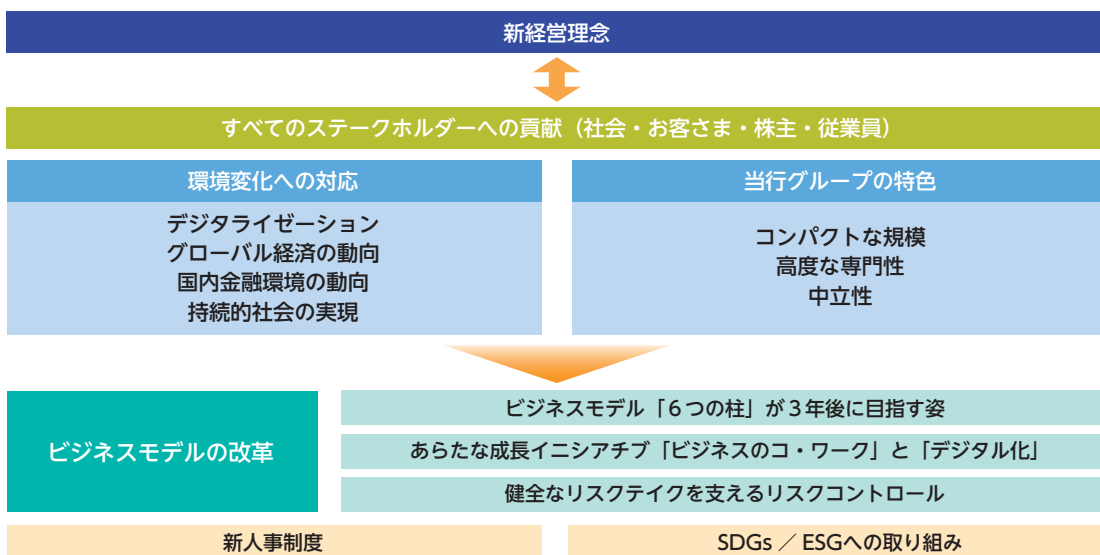
- ・時代の変化に機動的に対応し、常に信頼され親しまれるスペシャリティー高い金融グループであり続ける

あおぞらアクション（行動指針）

- ・ユニークで専門性の高い金融サービスを提供する
- ・迅速に行動し、粘り強く丁寧に対応する
- ・チームワークを重視し、みんなで楽しく仕事をする
- ・仲間の多様な生き方、考え方、働き方を尊重し、仲間の成長を支援する
- ・過去を理解し未来志向で今日の課題に取り組む
- ・創意工夫で新規領域にチャレンジする
- ・社会のサステナブルな発展に積極的に貢献する

(ii) 経営計画

①中期経営計画「AOZORA2022」の全体像



<ビジネスモデル「6つの柱」が3年後に目指す姿>

リテール業務 個人のお客さまに、 専門的なコンサルティングと 総合金融サービスを実現	事業法人業務 M&Aやバイアウトファイナ ンスなどの事業再構築ビジネ スの主要プレイヤーとしての 地位確立	金融法人業務 地域金融機関の経営課題解決 により、地域経済活性化に貢 献
スペシャルティファイナンス業務 不動産・事業再生に関する高 い専門性を発揮したスペシャ ルティファイナンスの拡大	国際業務 グローバルでシームレスなモ ニタリング態勢の確立により、 ポートフォリオを機動的にコ ントロールする能力を向上	マーケット業務 リスクヘッジ関連のセール ス・商品開発能力の向上と市 況変動に強いポートフォリオ の構築

<あらたな成長イニシアチブ「ビジネスのコ・ワーク」と「デジタル化」>

- 事業法人のお取引先への積極的な支援
- 個人のお客さまに対するコンサルティングサービスの強化
- 金融機関のお取引先に対するトータルソリューションの提供
- GMOあおぞらネット銀行との連携によるフィンテック関連事業の支援

②中期財務目標

収益目標

本中期経営計画では、従来からのビジネスモデル「6つの柱」の更なる進化とあらたな成長のためのイニシアチブに取り組み、最終年度の収益水準は2019年度実績を上回る水準を目指します。

具体的な収益目標額については、不透明な経済環境を勘案し、毎年度における業績予想において開示してまいります。

主要業績評価指標（Key Performance Indicators：KPI）目標

中期経営計画期間における主要業績評価指標（KPI）目標は以下の通り定めます。当行グループの強みである効率性を維持しつつ、安定的・持続的な成長を目指してまいります。

主要業績評価指標（KPI）	中期目標（2020年度～2022年度）
経費率（OHR）	50%台前半
業務純益*ROA	1%程度
ROE	8%以上

*持分法投資損益を含んだ連結実質業務純益

③資本・配当政策

「健全性の維持」を念頭に置きつつ、「安定的な株主還元」、「戦略的な資本活用」ともバランスがとれた資本政策を実施し、持続的な企業価値の向上を図ってまいります。

自己資本

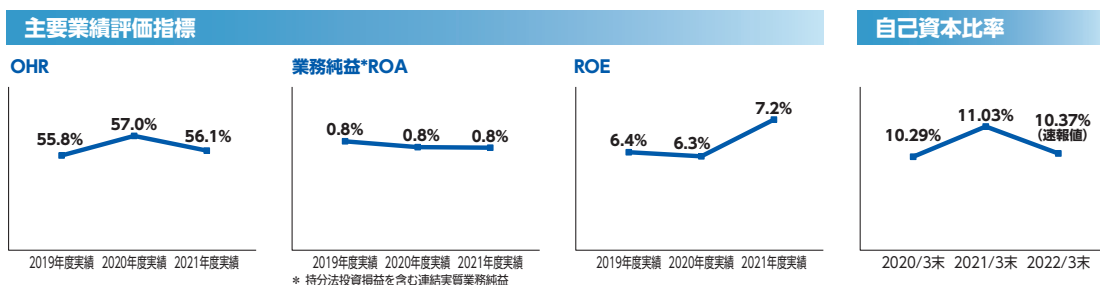
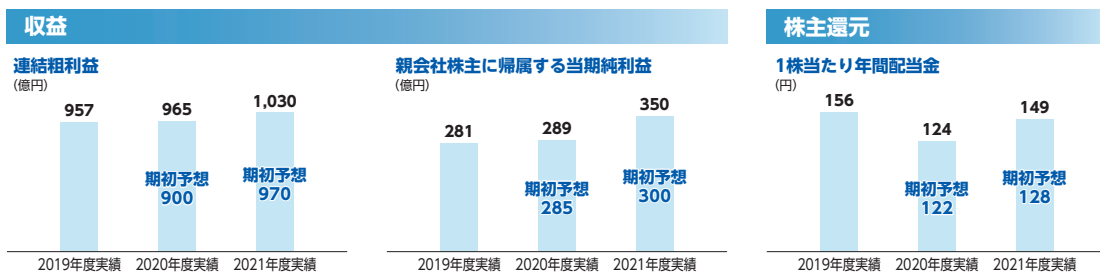
自己資本比率（国内基準）は、Basel 3 完全適用ベースで最低9%、当面の運営目標としては9.5%程度を目指してまいります。

株主還元

株主還元については配当による還元を原則とします。配当性向を原則50%とし、業績に応じた還元を行ってまいります。また、引き続き四半期ベースの配当を実施いたします。

(iii) 対処すべき課題

【中期経営計画「AOZORA2022」の進捗状況】



<あおぞらサステナビリティ目標の進捗>

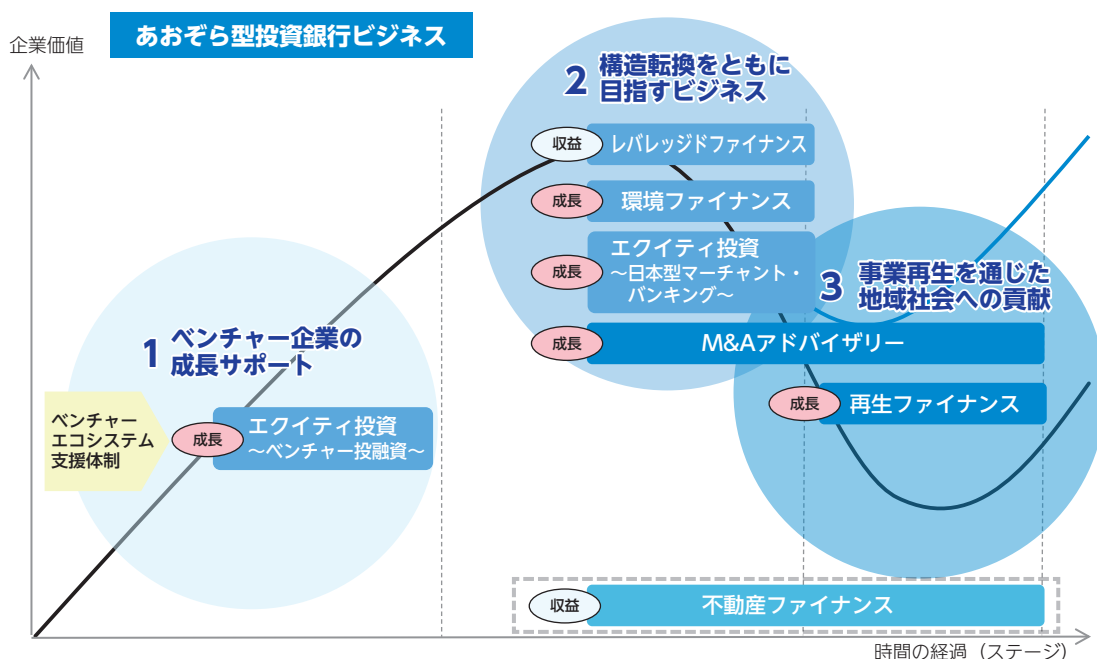
2021年9月、あおぞら銀行グループの全てのビジネス部門やサポート部門に共通する目標として、「あおぞらサステナビリティ目標」を公表いたしました。初年度となる2021年度の実績は、以下の通り、順調な立ち上がりとなっております。本目標の達成に向け、グループ全体を挙げた取組を加速させてまいります。なお、本目標の進捗・達成状況は、業務執行役員の評価・報酬を決定するにあたり重要な定性的評価として考慮しております。

あおぞら型投資銀行ビジネスの推進 イノベーション促進	気候変動への対応 環境保護
“ファイナンシャル・インクルージョン”の実現	◆サステナブルファイナンス実行/組成額
◆ベンチャー企業の成長サポート	2021年～2030年度 2021年度 通期実績 累計 1兆円 1,485億円
2021年～2030年度 2021年度 通期実績 ベンチャー向け投資件数 累計 100件 12件	2021年～2030年度 2021年度 通期実績 うち環境ファイナンス 7,000億円 1,377億円
GMOあおぞらネット銀行 スモール&スタートアップ 事業者口座開設件数 累計 20万件 約2.36万件	◆事業者としてのCO₂排出量
◆事業再生を通じた地域社会への貢献	2030年度までに 2050年度までに 2021年度 通期実績 ↓ 50%削減 ▶ 実質0 (ゼロ) 統合報告書にて 開示予定 (7月下旬)
2021年～2025年度 2021年度 通期実績 再生ファンドを活用した 再生支援件数 累計 100件 21件	※可能な限り前倒しで の達成を検討
“インダストリアル・トランジション”の促進	◆石炭火力発電所向けプロジェクトファイナンス残高
◆構造転換をともに目指すエンゲージメントエクイティ	2040年度までに 2022年3月末 残高0 (ゼロ) 292億円
2021年～2025年度 2021年度 通期実績 エンゲージメントエクイティ投資件数 累計 100件 33件	次世代へ“守り・繋ぐ” 人生の充実
	◆事業承継・財産承継コンサルティング
	2021年～2025年度 2021年度 通期実績 コンサルティング契約件数 累計 1,800件 314件

【2022年度の重点施策】

1. あおぞら型投資銀行ビジネスの基盤の構築

- 中期経営計画「AOZORA2022」の最終年度として、「あおぞら型投資銀行ビジネス」の基盤を構築
- 従来の収益分野である「レバレッジドファイナンス」、「不動産ファイナンス」に引き続き注力
- 「エクイティ投資」、「環境ファイナンス」、「再生ファイナンス」、「M&Aアドバイザー」を成長分野と位置付け、推進



■ レバレッジドファイナンス

国内バイアウトファイナンスにおいては、企業の構造転換への動きが加速し、M&Aニーズが大企業から地方の中堅中小企業にまで広がる中、あおぞら型投資銀行ビジネスを通じた多様なスキームの提供など、市場のニーズに対応した機動的な提案体制を強化してまいります。

海外コーポレートファイナンスにおいては、地政学リスク、インフレ進行への警戒感の中、リスク分散とクオリティの維持向上を意識したポートフォリオ運営を継続し、環境の変化に応じた機動的な運営体制を維持してまいります。

■ 不動産ファイナンス

国内不動産ファイナンスにおいては、長年の取組を通じた豊富な実績と専門知識を活かし、慎重かつ選択的に取上げを行ってまいります。グリーン認証のある不動産を対象とするローンへの取組をはじめ、不動産業に関連するサステナブルファイナンスへ積極的に取り組んでまいります。

海外不動産ファイナンスでは、米国不動産ファイナンスマーケットの正常化の動きが進む一方、足元では金利上昇の影響が懸念される中、慎重かつ選択的に案件取り上げを行ってまいります。

■ エクイティ投資

あおぞら銀行グループのエクイティ投資における経験と専門性を活用し、お客さまの構造転換、成長と再生ニーズに対応し、マネジメントとの対話、課題解決への提案を通じて、お客さまと共に成長するエンゲージメント投資を推進してまいります。

ベンチャー投融資においては、あおぞら銀行グループのネットワークを活用した、ベンチャー企業向け支援サービス「あおぞらベンチャーエコシステム支援体制」により、ベンチャー企業の中長期的な企業価値向上をサポートしてまいります。

■ 環境ファイナンス

当行は2012年より様々な国内の再生可能エネルギー発電所への融資を手掛けてまいりました。大型国内太陽光開発プロジェクトの新設が減少する中、今後はトランジションファイナンスなど新たなニーズへも機動的に対応してまいります。海外では、国内事業者のアジアの再生エネルギー事業展開、先進的なエネルギー分野などへの取組により、グローバルにおける脱炭素化への貢献を目指してまいります。

■ 再生ファイナンス

地域金融機関や事業法人が抱える企業再生ファイナンスニーズ、コロナ禍で影響を受けたアセットに対するリカバリーファイナンスニーズへ取組を進めてまいります。グループ会社あおぞら債権回収とともに再生ファイナンス分野における、国内トッププレーヤーとしての地位を確立してまいります。

■ M&Aアドバイザー

グループ会社ABNアドバイザーズは事業承継M&Aに特化、あおぞら銀行本体においては、引き続き国内外の中規模マーケットに注力してまいります。クロスボーダーM&Aにおいては、ベトナムの資本・業務提携行OCBとの連携によるベトナム案件の獲得に注力してまいります。

<顧客ネットワーク基盤>

各ビジネスが提供する高度な金融サービスを迅速に提供する体制として、地域金融機関・個人のお客さま向けの顧客ネットワーク基盤を拡充させてまいります。

◇ 地域金融機関ネットワーク

全国の地域金融機関ネットワークをあおぞら銀行グループ共通の顧客基盤とするプラットフォームとして様々なビジネスを展開いたします。「地域金融パートナーバンク・タスクフォース」を通じ、事業再生/再構築/事業承継/M&A、有価証券運営/リスク管理、リテール向け資産運用ビジネスなど各種サービスを提供してまいります。

◇ 個人のお客さま

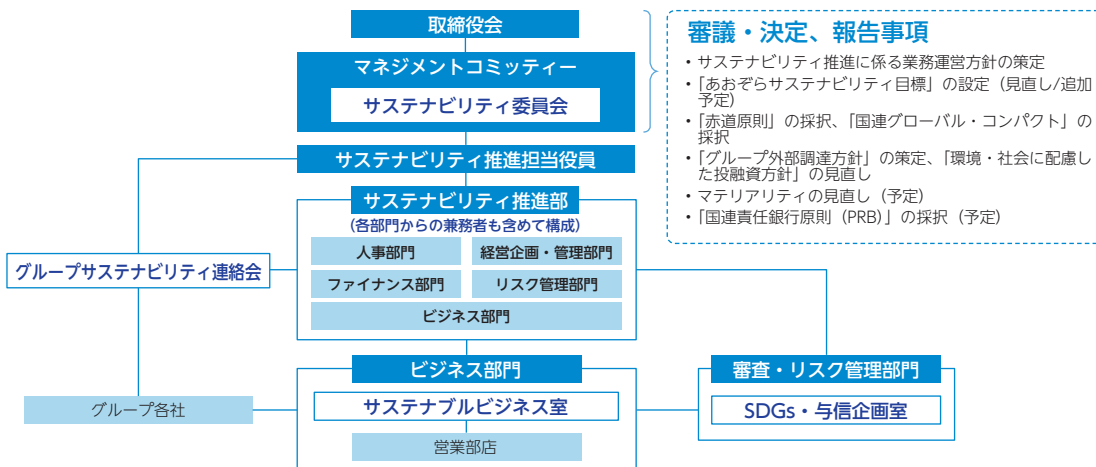
個人のお客さま向けビジネスプラットフォームとして、中小企業、オーナー社長、個人資産家層の多様なニーズに対し、あおぞらグループによる課題解決を提供してまいります。お客さまの中長期的な資産形成のサポート、スマートフォンアプリ「BANK」の利便性の向上など、お客さまのニーズを捉えたきめ細かなサービス提供を行ってまいります。

2. サステナビリティ経営の推進

<サステナビリティ経営の推進>

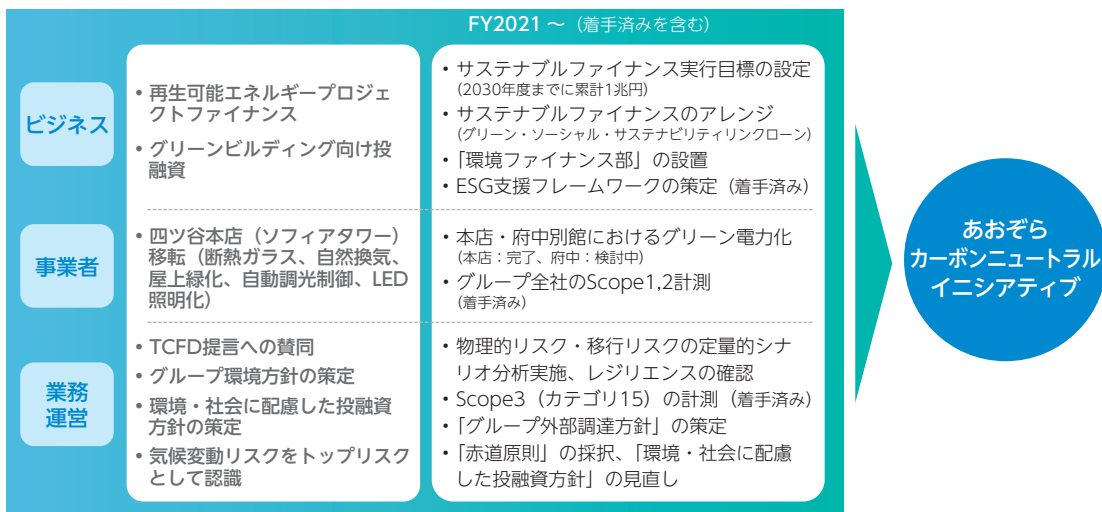
- 取締役会の監督のもと、サステナビリティ委員会（委員長：CEO）を中心とした推進体制を構築し、経営と一体化したサステナビリティの取組を推進しています。

サステナビリティ経営の推進体制



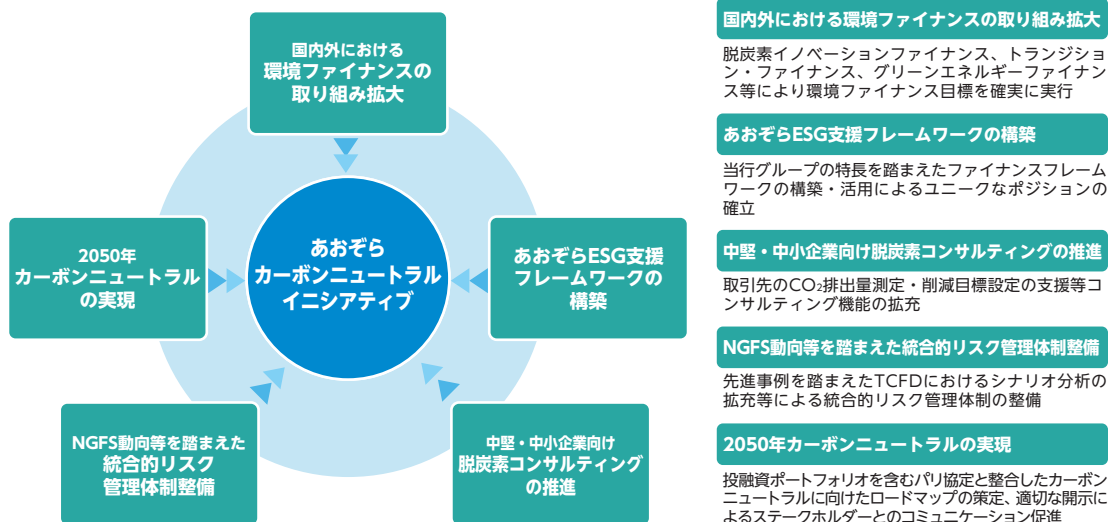
<気候変動への対応>

- 気候変動への対応を重要な経営課題と位置付け、強みを活かしたビジネスの推進、事業者としての着実なCO₂の削減に向けた取組、リスク管理を中心とした業務運営基盤の整備を進めてまいりました。
- 2022年度業務運営計画においては、こうした取組を「あおぞらカーボンニュートラルイニシアティブ」として結実させ、脱炭素社会の実現に向けて、当行グループが果たすべき役割を明確化しました。



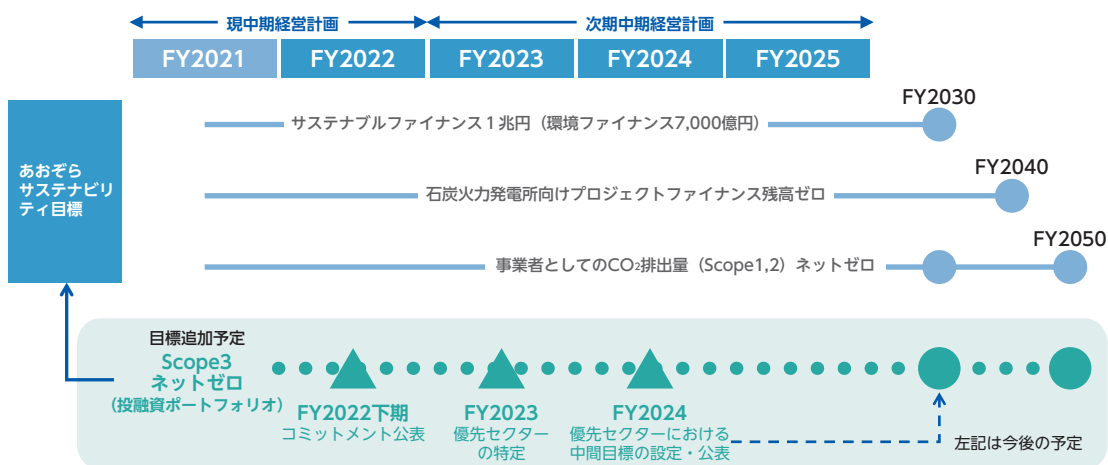
- 本イニシアティブのもと、事業者としての脱炭素化に向けた取組を推進するとともに、お客さまとのエンゲージメントを通じて気候変動対応や脱炭素化への移行（トランジション）を積極的に支援し、2050年カーボンニュートラルの実現を目指します。

あおぞらカーボンニュートラルイニシアティブ



- 現在、自社の温室効果ガス排出量（Scope 1, 2）として2050年度までのネットゼロの目標を掲げていますが、新たにScope 3として投融资ポートフォリオを含め、パリ協定と整合したカーボンニュートラルに向けたロードマップを策定してまいります。進捗につきましては、随時アップデートしながら適切な開示によりステークホルダーとのコミュニケーションを促進してまいります。

カーボンニュートラルに向けたロードマップ



3. 2022年度の業務運営において認識している主なリスク及び対応策

市場の混乱による保有有価証券の価値下落

インフレの昂進や地政学リスクの顕在化等により先行きの不確実性が高まっていますが、リスク量・損失に関する各種協議ポイントの設定により、早い段階で適切な対応を図るリスク管理体制を整備しており、金利・株・クレジットに分散を図った効率的で流動性の高いポートフォリオを維持しつつ、市場動向・金融環境の変化に応じて、対応方針を適宜協議し、ポジションの量やバランス調整、ヘッジ対応により機動的なリスクコントロールを実施しております。

クレジット・クオリティの悪化

サプライチェーンの混乱やインフレの長期化による企業活動への影響を慎重に見極めながら、貸出運営方針や投資計画の策定とそれらに沿った個別案件の取り上げ、定期的なモニタリング報告等、規律ある投融資を実践してまいります。また、個別投融資案件について、取組先やボリュームの分散に留意しつつ、ビジネスリスクを慎重に分析し選別的に取り上げ、加えて、与信集中リスク回避のための各種ガイドラインを設定し、ストレステストを含めた資本コントロールを行ってまいります。

外貨調達不安定化

定期的なストレステストによるモニタリング・検証を実施するとともに、ストレス下においても十分な手元流動性を確保できるよう体制整備に努めております。また、継続的に外貨建社債を発行する等、外貨調達手段の長期化・安定化に努めており、加えて、緊急時に利用可能な外貨調達ファシリティを設定する等、対応策を多様化しております。

ITリスク

サイバー攻撃対応として、日々脅威を増す攻撃に対して役職員全員の意識向上を図り、多層的防御のための技術的対策の進化、モニタリングなどの検知能力の強化、ビジネス部門を含めた対応、復旧訓練により、グループ全体のサイバーセキュリティ耐性を維持、強化しております。

システム障害対応は、緊密な情報連携、訓練などにより障害時対応の実効性を維持、強化しております。

当行の構造転換、ビジネス転換の遅れ

詳細は2022年度の重点施策（43頁～）をご参照ください。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与、反社会的勢力との取引、インサイダー取引

年次のコンプライアンス・プログラムにおいて、法令・行内ルールの周知、モニタリング、研修等の計画設定と進捗状況を確認しております。また、倫理・行動基準について、誓約書の徴求に加えてトップメッセージ等での発信を継続することにより一層の浸透・定着を推進しております。

マネー・ローンダリング等防止の顧客管理体制整備と経済制裁対象者対応の継続的な実効性確保、マネー・ローンダリングガイドライン並びに外国為替検査ガイドライン改定等を踏まえた更なる高度化を推進してまいります。

インサイダー取引未然防止について、注意喚起および研修・eラーニング等の実施により役職員への周知を継続してまいります。

人材リソースのサステナビリティ

チームワークでチャレンジを続ける金融グループであるための人事施策として、キャリアコースや世代間の壁を無くし、専門人材の登用も可能にする人事制度改革を実施しております。

2 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	160,136	184,406	155,755	134,737
経常利益	47,796	43,330	38,982	46,294
親会社株主に帰属する当期純利益	36,130	28,142	28,972	35,004
包括利益	30,923	△6,437	79,781	13,611
純資産額	448,710	424,758	490,006	487,265
総資産	5,255,048	5,299,815	5,916,866	6,728,653

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預金	3,196,659	3,325,989	3,855,140	4,597,581
定期性預金	2,465,322	2,400,595	2,346,518	2,386,837
その他	731,336	925,394	1,508,621	2,210,743
長期信用銀行債等	51,360	44,660	—	—
社債（長期信用銀行債等を除く）	232,586	215,275	198,365	168,959
貸出金	2,782,131	2,937,508	2,918,317	3,230,905
個人向け	1,904	1,539	1,385	1,192
中小企業向け	2,154,198	2,360,774	2,238,984	2,516,346
その他	626,028	575,194	677,948	713,366
特定取引資産（トレーディング資産）	199,898	259,369	154,611	133,008
特定取引負債（トレーディング負債）	177,764	211,223	140,451	129,227
有価証券	1,314,968	1,151,561	1,445,782	1,494,578
国債	—	—	29,773	51,352
その他	1,314,968	1,151,561	1,416,009	1,443,225
総資産	5,205,876	5,212,668	5,735,238	6,446,916
内国為替取扱高	7,259,228	9,448,358	8,656,941	10,150,717
百万ドル				
外国為替取扱高	9,450	11,576	8,848	3,800
百万ドル				
経常利益	51,335	45,342	41,473	41,014
当期純利益	38,043	28,669	29,526	29,854
1株当たり当期純利益	326円06銭	245円70銭	253円01銭	255円69銭
信託財産	797,320	835,481	730,209	879,535
信託報酬	189	462	386	444

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「預金」及び内訳の「その他」には、譲渡性預金を含んでおります。
 3. 「長期信用銀行債等」とは、預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等であります。
 4. 信託財産は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。

3 企業集団の使用人の状況

	当年度末	
	銀行業	その他事業
使用人数	2,201人	181人

- (注) 1. 「使用人数」には、海外の現地採用者を含んでおります。
2. 当行の従属業務を営む会社及び当行が営むことのできる業務を代替的に営んでいる会社は「銀行業」に区分し、その他の会社については「その他事業」に区分しております。

4 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

(イ) 主要な営業所及び営業所数

当行：

国内：本店、札幌支店、仙台支店、新宿支店、日本橋支店、渋谷支店、上野支店、池袋支店、千葉支店、横浜支店、金沢支店、名古屋支店、京都支店、関西支店、大阪支店、梅田支店、広島支店、高松支店、福岡支店、BANK支店、フィナンシャルオアシス自由が丘（渋谷支店自由が丘出張所）
計21店

なお、フィナンシャルオアシス自由が丘(渋谷支店自由が丘出張所)は、2022年4月4日に、渋谷支店に移転・統合しております。

海外：なし

上記のほか、以下のとおり、海外駐在員事務所を3ヶ所設置しております。
ニューヨーク駐在員事務所、上海駐在員事務所、シンガポール駐在員事務所

子会社及び子法人等：

GMOあおぞらネット銀行株式会社：東京本社
あおぞら地域総研株式会社：東京本社
Aozora Asia Pacific Finance Limited：中華人民共和国 香港特別行政区
Aozora Europe Limited：英国ロンドン市
Aozora North America, Inc.：米国ニューヨーク州
AZB Funding：英国領ケイマン諸島
AZB Funding 2：英国領ケイマン諸島
AZB Funding 3：英国領ケイマン諸島
AZB Funding 4 Limited：アイルランド共和国ダブリン市
AZB Funding 5：英国領ケイマン諸島
AZB Funding 6：英国領ケイマン諸島
AZB Funding 7：英国領ケイマン諸島
AZB Funding 8 Limited：アイルランド共和国ダブリン市
AZB Funding 9 Limited：アイルランド共和国ダブリン市
AZB Funding 10 Limited：アイルランド共和国ダブリン市
AZB Funding 11 Limited：アイルランド共和国ダブリン市
AZB Funding 12 Limited：アイルランド共和国ダブリン市

関連法人等：

Orient Commercial Joint Stock Bank：ベトナムホーチミン市

(ロ) 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株式会社筑波銀行	茨城県土浦市中央二丁目11番7号	銀行業

なお、株式会社筑波銀行の銀行代理業につきましては、2022年5月31日をもって、終了しております。

(ハ) 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
GMOあおぞらネット銀行株式会社

□ その他事業

あおぞら債権回収株式会社：東京本社
あおぞら証券株式会社：東京本社
あおぞら投信株式会社：東京本社
あおぞら不動産投資顧問株式会社：東京本社
ABNアドバイザーズ株式会社：東京本社
あおぞら企業投資株式会社：東京本社

5 企業集団の設備投資の状況**イ 設備投資の総額**

(単位：百万円)

業務区分	金額
銀行業	6,007
その他事業	7
設備投資の総額	6,014

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

業務区分	会社名	内容	金額
銀行業	当行	マーケットシステムの開発	1,621
		ネットワーク基盤・情報システムの構築	1,144
		リテール業務システムの開発	772
	GMOあおぞらネット銀行	インターネット銀行システムの機能追加及び開発	1,081

(注) 当期に固定資産等に計上した金額を記載しております。

6 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

(年度末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
GMOあおぞらネット銀行 株式会社	東京都渋谷区	銀行業務	百万円 17,290	85.10%	—
あおぞら債権回収株式会社	東京都千代田区	債権管理 回収業務	500	67.60%	—
あおぞら証券株式会社	東京都千代田区	金融商品 取引業務	3,000	100.00%	—
あおぞら地域総研株式会社	東京都千代田区	経営相談 業務	10	100.00%	—
あおぞら投信株式会社	東京都千代田区	投資運用 業務	450	100.00%	—
あおぞら不動産投資顧問株式会社	東京都千代田区	投資助言 業務	150	100.00%	—
ABNアドバイザーズ株式会社	東京都千代田区	M&Aアドバイ ザリー業務	200	100.00%	—
あおぞら企業投資株式会社	東京都千代田区	ベンチャー キャピタル業務	15	100.00%	—
Aozora Asia Pacific Finance Limited	中華人民共和国 香港特別行政区	金融業	11,376 (100,000千米ドル)	100.00%	—
Aozora Europe Limited	英国ロンドン市	金融業	180 (1,000千英ポンド)	100.00%	—
Aozora North America, Inc.	米国ニューヨーク州	金融業	45 (411千米ドル)	100.00%	—
AZB Funding	英国領ケイマン諸島	金銭債権 取得業務	0 (0千米ドル)	—	—
AZB Funding 2	英国領ケイマン諸島	金銭債権 取得業務	0 (0千米ドル)	—	—
AZB Funding 3	英国領ケイマン諸島	金銭債権 取得業務	0 (0千米ドル)	—	—
AZB Funding 4 Limited	アイルランド共和国 ダブリン市	金銭債権 取得業務	0 (0千ユーロ)	—	—
AZB Funding 5	英国領ケイマン諸島	金銭債権 取得業務	0 (0千米ドル)	—	—
AZB Funding 6	英国領ケイマン諸島	金銭債権 取得業務	0 (0千米ドル)	—	—
AZB Funding 7	英国領ケイマン諸島	金銭債権 取得業務	0 (0千米ドル)	—	—
AZB Funding 8 Limited	アイルランド共和国 ダブリン市	金銭債権 取得業務	0 (0千米ドル)	—	—
AZB Funding 9 Limited	アイルランド共和国 ダブリン市	金銭債権 取得業務	0 (0千米ドル)	—	—
AZB Funding 10 Limited	アイルランド共和国 ダブリン市	金銭債権 取得業務	0 (0千ユーロ)	—	—
AZB Funding 11 Limited	アイルランド共和国 ダブリン市	金銭債権 取得業務	0 (0千米ドル)	—	—
AZB Funding 12 Limited	アイルランド共和国 ダブリン市	金銭債権 取得業務	0 (0千米ドル)	—	—
Orient Commercial Joint Stock Bank	ベトナム ホーチミン市	銀行業務	70,128 (15,401十億ベトナムドン)	15.00%	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。また、「当行が有する子会社等の議決権比率」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 資本金の円換算額は、主として取得時の為替相場により算出しております。

重要な業務提携の概況

1. 株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社、株式会社新生銀行、株式会社商工組合中央金庫と提携し、現金自動支払機を利用した現金支払並びに残高照会サービスを行っております。
2. 株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社新生銀行、株式会社商工組合中央金庫、PayPay銀行株式会社、株式会社セブン銀行、楽天銀行株式会社、株式会社イオン銀行、シティバンク、エヌ・エイ、株式会社SMBC信託銀行、住信SBIネット銀行株式会社、ソニー銀行株式会社、auじぶん銀行株式会社、株式会社SBJ銀行、株式会社大和ネクスト銀行、オリックス銀行株式会社、GMOあおぞらネット銀行株式会社、株式会社ローソン銀行、株式会社みんなの銀行、株式会社UI銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三井住友信託銀行株式会社、全国地方銀行協会の会員銀行、第二地方銀行協会の会員銀行、全国信用金庫協会会員の信用金庫、全国信用協同組合連合会会員の信用組合、労働金庫連合会会員の労働金庫、農林中央金庫とその会員信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合、漁業協同組合及び信用農業協同組合連合会の会員農業協同組合と提携し、現金自動支払機等振込時の口座確認サービスを行っております。
3. 株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」）と提携し、2001年1月6日より自動預払機等を利用した現金預け入れ・支払・残高照会サービス、及び、2009年3月23日より自動預払機等の振込時の口座確認サービスを行っております。また、同社の自動預払機等の設置サービス提供に基づき、2018年8月27日より当行店舗内にゆうちょ銀行のATMを設置しております。
4. 株式会社セブン銀行と提携し、2018年8月27日より現金自動預払機を利用した現金預け入れ・支払・残高照会・キャッシュカード暗証番号変更サービスを行っております。
5. 東京海上日動あんしん生命保険株式会社と提携し、2002年10月1日より生命保険（個人年金保険を除く。）の共同募集を行っております。
6. 株式会社横浜銀行と2007年5月24日、法人向けの投資銀行業務分野についての包括的な業務提携を行っております。
7. 株式会社東邦銀行と2007年8月6日、融資業務全般についての包括的な業務提携を行っております。
8. 2007年11月20日に締結した包括的業務提携に関する基本合意に基づき、住友信託銀行グループ（現三井住友トラスト・グループ）との業務提携等を行っております。
9. 株式会社関東つくば銀行、株式会社茨城銀行（なお、両行は2010年3月に合併し、社名を「株式会社筑波銀行」に変更しております。）と2009年8月20日、競争力・収益力の強化を通じた顧客基盤の拡充を実現するため、戦略的業務提携を行っております。
10. 株式会社北海道銀行と2009年8月26日、農業分野における包括的業務提携を行っております。
11. 株式会社きらやか銀行と2011年2月9日、多様なお客さまのニーズへの対応力を強化するため、戦略的業務提携を行い、2013年2月6日には、ビジネスマッチングに関する業務提携を行っております。
12. 株式会社仙台銀行と2013年2月6日、ビジネスマッチングに関する業務提携を行っております。
13. ビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社と提携し、2013年3月4日から「Visaデビットカード」機能を付加した「あおぞらキャッシュカード・プラス」の取扱いを開始しております。
14. 株式会社豊和銀行、株式会社宮崎太陽銀行、株式会社南日本銀行と2013年3月15日、事業再生支援に関する業務提携を行っております。
15. 株式会社トマト銀行と2013年3月26日、ビジネスマッチングに関する業務提携を行っております。
16. Oversea-Chinese Banking Corporation Limited（本店：シンガポール）と2013年11月8日、クロスボーダーM&A業務に関する業務提携を行っております。
17. 兼松株式会社と2013年11月14日、海外進出支援業務に関する業務提携を行っております。
18. PT Bank Central Asia TBK（本店：インドネシア ジャカルタ）と2014年6月19日、クロスボーダーM&A業務に関する業務提携を行っております。
19. KASIKORNBANK PUBLIC COMPANY LIMITED（本店：タイ バンコク）と2014年11月28日、

- クロスボーダーM&A業務に関する業務提携を行っております。
20. CTBC Financial Holding Co., Ltd. (本店：中華民国台北市) と2015年6月19日、台湾を中心としたアジア地域における連携強化を目的とした包括的業務提携を行っております。
 21. 株式会社琉球銀行と2016年3月28日、地方創生に関する業務提携を行っております。
 22. BDO Unibank, Inc. (本店：フィリピン マカティ) と2016年5月23日、クロスボーダーM&A業務に関する業務提携を行っております。
 23. GMOインターネット株式会社と2016年6月24日、また、GMOクリックホールディングス株式会社 (現GMOフィナンシャルホールディングス株式会社) と2016年7月21日、あおぞら信託銀行株式会社 (現GMOあおぞらネット銀行株式会社) を活用したインターネット銀行の共同運営に関する資本業務提携を行っております。
 24. Ho Chi Minh City Securities Corporation (本店：ベトナム ホーチミン) と2017年11月8日、双方向のクロスボーダーM&A業務における連携強化を目的とした包括的業務提携を行っております。
 25. 北京中関村科金技術有限公司、株式会社マーキュリアインベストメントと2019年2月8日、3社の関係強化並びに事業拡大等を目的とした業務提携を行っております。
 26. 華興資本控股有限公司 (China Renaissance Holdings Limited.、本社：中国北京) と2019年12月11日、日本と中国間のクロスボーダーM&Aの推進等に関する業務提携を行っております。
 27. Orient Commercial Joint Stock Bank (本社：ベトナム ホーチミン) と2019年12月6日、ベトナムにおけるM&Aアドバイザー等へのインベストメントバンキング業務の協業・提供等を目的とした資本・業務提携を行っております (2020年6月30日付で15%出資実施)。
 28. SVB Capital (本社：米国 カリフォルニア州) 、あおぞら企業投資株式会社 (あおぞら銀行100%子会社) との3社間で、2020年12月2日にスタートアップ企業への支援強化を目的とした業務提携契約を締結しております。
 29. 株式会社鳥取銀行と2020年12月18日、地域経済の活性化に関する顧客サポート業務に関する業務提携を行っております。
 30. 株式会社宮崎太陽銀行と2021年3月19日、地域経済の活性化に関する顧客サポート業務に関する業務提携を行っております。
 31. Genesis Alternative Ventures Pte Ltd (本社：シンガポール) 、あおぞら企業投資株式会社との3社間で、2021年6月4日にスタートアップ企業への支援強化を目的とした業務提携契約を締結しております。

7 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

8 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

1 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
谷川 啓	取締役社長執行役員 (代表取締役) チーフ・エグゼクティブ・ オフィサー(CEO)	—	—
山越 康司	取締役副社長 執行役員 (代表取締役)	—	—
大見 秀人	取締役副社長 執行役員 (代表取締役) 投資銀行本部長兼 信託ビジネス本部長	—	—
芥川 知美	取締役専務執行役員 サステナビリティ推進担当	—	—
竹田 駿輔	取締役(社外取締役)	オリックス株式会社 顧問	—
水田 廣行	取締役(社外取締役)	株式会社TOKYO TOWER 代表取締役会長	—
村上 一平	取締役(社外取締役)	株式会社日清製粉グループ本社 特別顧問	—
		学校法人関西学院 理事長	
伊藤 友則	取締役(社外取締役)	電源開発株式会社 社外取締役	—
		早稲田大学大学院経営管理研究科 (早稲田大学ビジネススクール) ビジネス・ファイナンス研究センター 教授	
		一橋ビジネススクール 国際企業戦略専攻 非常勤講師	
橋口 悟志	常勤監査役	—	—
萩原 清人	監査役(社外監査役)	—	—
井上 寅喜	監査役(社外監査役)	井上寅喜公認会計士事務所 所長	同氏は公認会計士の資格を有しております。
		株式会社アカウンティングアドバイザー 代表取締役社長	
		GLP投資法人 監督役員	
		株式会社Kyulux 常任監査役	
		株式会社エトヴォス 社外監査役	

(注) 1. 社外取締役である竹田駿輔氏、水田廣行氏、村上 一平氏、伊藤友則氏並びに社外監査役である萩原清人氏、井上寅喜氏の6氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

2. 以下のとおり取締役の地位及び担当を変更しております。

氏名	2021年6月24日付	2021年7月1日付
山越 康司	代表取締役副社長執行役員 事業法人営業本部長	代表取締役副社長執行役員

氏名	2021年6月24日付	2021年7月1日付
大見 秀人	代表取締役副社長執行役員 投資銀行本部長兼 信託ビジネス本部長兼経営企画担当兼 コーポレートセクレタリー室担当	代表取締役副社長執行役員 投資銀行本部長兼 信託ビジネス本部長

氏名	2021年4月1日付	2021年7月1日付	2022年1月1日付
芥川 知美	取締役専務執行役員 CFO兼SDGs推進担当	取締役専務執行役員 SDGs推進担当	取締役専務執行役員 サステナビリティ推進担当

2 会社役員に対する報酬等

① 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

役員区分	員数 (単位：名)	報酬等の総額 (単位：百万円)			
		固定報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬 (ストック・オプション)	
取締役 (社外取締役を除く)	5	285	171	70	43
監査役 (社外監査役を除く)	1	29	29	—	—
社外取締役	4	56	56	—	—
社外監査役	2	24	24	—	—

(注) 上記員数、報酬等には、2021年6月24日開催の第88期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおりません。

業績連動報酬（賞与）は、当該事業年度に計上した役員賞与引当金（70百万円）を記載しております。なお、2021年3月期に計上した役員賞与引当金は64百万円であり、2021年6月に、取締役（社外取締役を除く）4名に対して2021年3月期の職務執行に対する賞与として、56百万円を支払っております。

② 報酬決定に関する基本方針

取締役及び業務執行役員の報酬の決定、並びに監査役の報酬に係る各監査役への意見具申にあたり、以下を基本方針としております。

(取締役等の報酬決定の基本方針)

「新たな金融の付加価値を創造し、社会の発展に貢献する」ことをあおぞらミッションとしており、これを実現するためには、優秀かつ有為な人材が、健全な精神のもと、高い士気・意欲、そして誇りを持って働き続けることができる環境（報酬）が必要と考え、実現のために以下の基本方針のもとに報酬制度を設計しております。

(イ) 当行の目指すべき方向と合致していること

当行の目指す目標・価値に即した成果に結びつくような報酬体系とします。

(ロ) 当行の業績を適切に反映していること

“Pay for performance”を基本原則としつつ、持続的な成長、健全なリスクテイク及び適切なリスクマネジメントの実現、法令遵守、顧客保護の視点も反映した報酬体系とします。

(ハ) 株主をはじめとしたステークホルダーと利益が合致していること

株主をはじめとしたステークホルダーと価値基準を共有できる報酬体系とします。

(ニ) 決定におけるガバナンスが確保できていること

報酬決定にあたっては、特定の影響力を排除した独立性・透明性を担保した決定方式とします。

(取締役に対する報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法)

当行では、任意に設置した「指名報酬委員会」の答申を基に取締役会の承認を得た取締役の個人別報酬等の決定に関する方針に基づき、個人別の報酬等は報酬決定プロセスの透明性、独立性、客観性を確保する観点から、取締役会から委任を受けた社外取締役を中心に構成する「指名報酬委員会」において決定しています。

指名報酬委員会の構成員は次のとおりです。

- 委員長：竹田駿輔 社外取締役
- 委員：伊藤友則 社外取締役
- 委員：谷川 啓 代表取締役社長

取締役の報酬は、原則として、常勤取締役につきましては基本報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）、株式報酬型ストック・オプション（非金銭報酬）で構成され、社外取締役につきましては、基本報酬（固定報酬）のみとしております。

また、取締役の基本報酬及び業績等に基づく賞与を併せた年額の総報酬額枠を600百万円と2015年6月26日開催の第82期定時株主総会において決議いただいております。なお、同決議に係る株主総会終結時点での取締役は8名（うち、社外取締役が4名）であります。

(イ) 基本報酬（固定報酬）

基本報酬は常勤、非常勤の別、役職及び職責に応じた固定報酬とし、在任中に月次で支給することとしています。

基本報酬の水準は外部専門機関を使いその調査データを活用して、適正な水準であることを確認し決定しています。

社長・副社長の基本報酬は、役位毎に設定する報酬額のレンジより、責任の重さや経験値等を勘案して決定しています。

(ロ) 賞与（業績連動報酬）

賞与（業績連動報酬）は、基本報酬の40%を賞与基準額とし、当該年度における業績に関する主要な以下の指標を勘案して、各常勤取締役毎に、賞与基準額の0%～250%の範囲でそれぞれ係数を決定し、実際の賞与支給額を決定し、各事業年度の終了後一定の時期に支給することとしております。具体的には、該当期間の全社業績達成状況を勘案した上で、更に主として以下の指標を考慮し、個々の役員に対して適用される係数及び賞与支給額を決定いたします。

- ・実質業務純益、当期純利益の達成度
- ・主要業績評価指標（KPI）として、経費率（OHR）、ROE、ROAの達成状況
- ・自己資本比率の達成状況
- ・過大なリスクや重大なコンプライアンス違反の有無
- ・新規事業の取組等、中長期視野に立った施策・戦略の実施・着手の状況

上記の指標のうち、実質業務純益、当期純利益は、業績を表す指標として基本的な指標であることから、その達成度を、賞与支給額を決定するにあたり定量的評価として考慮しており、主要業績評価指標 (KPI) としての経費率 (OHR)、ROA、ROE、並びに自己資本比率は、当行の中期経営計画において目標とする主要な指標であることから、その達成状況を、賞与支給額を決定するにあたり定量的評価として考慮しております。また、短期的な業績のみならず、中長期的な取り組みに対するインセンティブとするため、過大なりスクや重大なコンプライアンス違反の有無、新規事業の取組等、中長期視野に立った施策・戦略の実施・着手の状況といった指標も、賞与支給額を決定するにあたり重要な定性的評価として考慮しております。

当事業年度に支給された業績連動報酬にかかる指標の目標及び実績 (2020年度) は以下のとおりです。

	2020年度 公表業績予想	2020年度 実績	(ご参考) 2021年度 公表業績予想 ⁵	(ご参考) 2021年度 実績
実質業務純益	345億円	426億円	425億円	478億円
当期純利益 ¹	285億円	289億円	300億円	350億円

	中期経営計画 目標 ⁴	2020年度 実績	(ご参考) 2021年度 実績
経費率(OHR)	50%台前半	57.0%	56.1%
ROA ²	1%程度	0.8%	0.8%
ROE	8%以上	6.3%	7.2%
自己資本比率 ³	最低9%	11.03%	10.37%

¹ 親会社株主に帰属する当期純利益

² 持分法投資損益を含む連結実質業務純益ROA

³ 2021年度実績は速報値

⁴ 中期経営計画「AOZORA2022」(2020~2022年度)

⁵ 2021年5月に公表した期初時点での予想値。なお、2022年1月に業績予想の修正を行っております。

(ハ) 株式報酬型ストック・オプション (非金銭報酬としての新株予約権)

株式報酬型ストック・オプション (非金銭報酬としての新株予約権) は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、指名報酬委員会において、現金報酬と株式報酬型ストック・オプションの割合等について議論し、適切に設定し、「株式報酬型ストック・オプション取扱内規」に基づき取締役会の決議により、基本報酬の25%に相当する割当数を決定し、各事業年度の終了後一定の時期に支給することとしております。

なお、取締役の基本報酬とは別枠にて、常勤取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額150百万円以内 (年間7,500個以内) の範囲で割り当てることを、2014年6月26日開催の第81期定時株主総会において決議いただいております。同決議に係る株主総会終結時点での常勤取締役は4名であります。

株式報酬型ストック・オプションの内容は、後記5. 「当行の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。

(当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記方針に沿うものであると取締役会が判断した理由)

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が決定方針との整合性を含めた業績達成度の分析及び各取締役の経営上の貢献度等、多角的な視点から検討を行った上で決定いたしましたため、取締役会も基本的にその決定を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(監査役に対する報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針)

監査役の個人別の報酬等の額は、「指名報酬委員会」における審議、意見具申を踏まえ、監査役の協議をもって決定しています。

監査役の報酬は、基本報酬（固定報酬）のみとし、以下の方針に基づき、在任中に月次で支給されております。なお、監査役の基本報酬の限度額は、2006年6月23日開催の第73期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。なお、同決議に係る株主総会終結時点での監査役は3名であります。

基本報酬（固定報酬）

基本報酬は常勤、非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容や水準を考慮した固定報酬としています。基本報酬の水準は外部専門機関を使いその調査データを活用して、適正な水準であることを確認し決定しています。

3 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
竹田 駿 輔	会社法第423条第1項に関する責任につき、会社法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする。
水田 廣 行	
村 上 一 平	
伊 藤 友 則	
橋 口 悟 志	
萩 原 清 人	
井 上 寅 喜	

4 補償契約

該当事項はありません。

5 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は、当行及び当行子会社の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。当該保険契約の保険料は全額当行及び当行子会社が負担していますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由を設けています。

3 社外役員に関する事項

1 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏名	兼職その他の状況	銀行との関係
竹田 駿 輔	オリックス株式会社 顧問	与信他の取引先
水田 廣 行	株式会社TOKYO TOWER 代表取締役会長	—
村上 一 平	株式会社日清製粉グループ本社 特別顧問	—
	学校法人関西学院 理事長	—
伊藤 友 則	電源開発株式会社 社外取締役	—
	早稲田大学大学院経営管理研究科 (早稲田大学ビジネススクール) ビジネス・ファイナンス研究センター 教授	—
	一橋ビジネススクール 国際企業戦略専攻 非常勤講師	—
井上 寅 喜	井上寅喜公認会計士事務所 所長	—
	株式会社アカウンティングアドバイザー 代表取締役社長	—
	GLP投資法人 監督役員	与信他の取引先
	株式会社Kyulux 常任監査役	—
	株式会社エトヴォス 社外監査役	—

2 社外役員の主な活動状況

(年度末現在)

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
竹田 駿 輔	14年10ヶ月	当該事業年度に開催された取締役会15回全てに出席	金融業のほか、事業会社における経営者としての豊富な経験・実績、優れた見識を活かし、中長期的な企業価値の向上に向けて、客観的な視点から、当行の業務執行の全般的な監督とアドバイスをさせていただくことが期待されていたところ、当行取締役会における当該視点に基づく積極的な発言を通じて、当行の業務執行の監督を行っていただきました。
水田 廣 行	8年10ヶ月	当該事業年度に開催された取締役会15回全てに出席	銀行業のほか、事業会社における経営者としての豊富な経験・実績、優れた見識を活かし、中長期的な企業価値の向上に向けて、客観的な視点から、当行の業務執行の全般的な監督とアドバイスをさせていただくことが期待されていたところ、当行取締役会における当該視点に基づく積極的な発言を通じて、当行の業務執行の監督を行っていただきました。
村 上 一 平	7年10ヶ月	当該事業年度に開催された取締役会15回全てに出席	事業会社における経営者としての豊富な経験・実績、優れた見識を活かし、中長期的な企業価値の向上に向けて、客観的な視点から、当行の業務執行の全般的な監督とアドバイスをさせていただくことが期待されていたところ、当行取締役会における当該視点に基づく積極的な発言を通じて、当行の業務執行の監督を行っていただきました。
伊 藤 友 則	7年10ヶ月	当該事業年度に開催された取締役会15回全てに出席	内外の金融機関及び大学教授としての豊富な経験・実績、優れた見識を活かし、中長期的な企業価値の向上に向けて、客観的な視点から、当行の業務執行の全般的な監督とアドバイスをさせていただくことが期待されていたところ、当行取締役会における当該視点に基づく積極的な発言を通じて、当行の業務執行の監督を行っていただきました。
萩 原 清 人	6年10ヶ月	当該事業年度に開催された取締役会15回全てに出席 当該事業年度に開催された監査役会13回全てに出席	金融並びに銀行業務に関する豊富な経験、見識に基づき、取締役会及び監査役会において意見・提言等を行っています。
井 上 寅 喜	5年10ヶ月	当該事業年度に開催された取締役会15回全てに出席 当該事業年度に開催された監査役会13回全てに出席	公認会計士及び事業会社における役員としての豊富な経験、見識に基づき、取締役会及び監査役会において意見・提言等を行っています。

3 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	80	-

4 当行の株式に関する事項

1 株式数

発行可能株式総数 289,828千株
発行済株式の総数 118,289千株

(注) 1. 発行済株式の総数には1,517千株の自己株式を含んでおります。
2. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2 当年度末株主数

92,810名

3 大株主

(年度末現在)

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	18,224千株	15.60%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,263千株	4.50%
野村信託銀行株式会社（信託口2052255）	5,000千株	4.28%
SMBC日興証券株式会社	2,676千株	2.29%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,548千株	1.32%
野村信託銀行株式会社（投信口）	1,445千株	1.23%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,326千株	1.13%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	1,250千株	1.07%
MSIP CLIENT SECURITIES	993千株	0.85%
ゴールドマン・サックス証券株式会社 BNYM	905千株	0.77%

(注) 1. 上記「大株主」欄は自己株式（1,517千株）を除いた上位10名の株主について記載しております。
2. 「持株数等」は千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 「持株比率」は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
4. 「持株比率」は発行済株式の総数から自己株式（1,517千株）を控除して計算しております。
5. 上記の持株数等及び持株比率は2022年3月31日現在における当行の株主名簿に基づいて算出しております。

4 役員保有株式

該当事項はありません。

5 その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

5 当行の新株予約権等に関する事項

当行が、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、株式報酬型ストック・オプションとして、当行の取締役（社外取締役を除く）及び業務執行役員に対して、職務執行の対価として発行した新株予約権のうち、事業年度の末日において当行の会社役員が有している新株予約権の概要は次のとおりであります。

新株予約権の名称	新株予約権の割当日	新株予約権の数	目的となる普通株式の数	発行価額 (新株予約権1個当たり)	行使価額 (株式1株当たり)	行使期間
第2回	2015年7月14日	2,297個	22,970株	43,800円	1円	2015年7月15日～ 2045年7月14日
第3回	2016年7月15日	3,433個	34,330株	34,200円	1円	2016年7月16日～ 2046年7月15日
第4回	2017年7月13日	2,654個	26,540株	39,800円	1円	2017年7月14日～ 2047年7月13日
第5回	2018年7月13日	2,554個	25,540株	38,320円	1円	2018年7月14日～ 2048年7月13日
第6回	2019年7月11日	4,742個	47,420株	23,520円	1円	2019年7月12日～ 2049年7月11日
第7回	2020年7月10日	6,411個	64,110株	15,370円	1円	2020年7月11日～ 2050年7月10日
第8回	2021年7月12日	5,154個	51,540株	22,480円	1円	2021年7月13日～ 2051年7月12日

- (注) 1. 新株予約権者は、当行の取締役及び業務執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができます。
2. 2017年10月1日付株式併合（10株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。
3. 譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要します。
4. 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行の株主総会（株主総会が不要な場合は当行の取締役会）において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができるものとしております。

1 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

新株予約権の名称	保有者	新株予約権の数	目的となる普通株式の数	保有人数
第2回	取締役 (社外取締役を除く)	240個	2,400株	3名
第3回	取締役 (社外取締役を除く)	447個	4,470株	4名
第4回	取締役 (社外取締役を除く)	395個	3,950株	4名
第5回	取締役 (社外取締役を除く)	551個	5,510株	4名
第6回	取締役 (社外取締役を除く)	1,225個	12,250株	4名
第7回	取締役 (社外取締役を除く)	2,130個	21,300株	4名
第8回	取締役 (社外取締役を除く)	1,951個	19,510株	4名

(注) 新株予約権の数には、取締役就任前に交付したものを含まず。

2 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

新株予約権の名称	交付対象者	新株予約権の数	目的となる普通株式の数	交付人数
第8回	業務執行役員	3,203個	32,030株	20名

6 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 松本 繁彦 指定有限責任社員 大竹 新史 指定有限責任社員 鶴見 将史	233	(報酬等について監査役会が同意した理由) 当行監査役会は、会計監査人より資料の提出と直接の説明を受け、過年度の監査項目、監査時間及び監査報酬の推移等を分析・確認するとともに、前事業年度における監査計画と実績の比較、監査の遂行状況等を検証した上で、当該事業年度の監査計画における監査重点領域、監査項目、監査時間及び監査体制の内容並びに報酬額の見積り等の妥当性を検討・評価した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。 (非監査業務の内容) 社債に関するコンフォート・レターの作成等

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当該事業年度において、当行、子会社及び子法人等が当該監査法人に支払うべき財産上の利益の合計額は279百万円であります。
3. 上記「当該事業年度に係る報酬等」につきましては、会社法上の監査及び金融商品取引法上の監査に対する監査報酬を明確に区分できないため、これらを含めて記載しております。

2 責任限定契約

該当事項はありません。

3 補償契約

該当事項はありません。

4 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行監査役会では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断された場合には監査役全員の同意によりその解任の決定を行う方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。また監査役会は、総合的に判断して、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定する方針です。

ロ 当行の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査の状況

当行の重要な子会社及び子法人等のうち、Aozora Asia Pacific Finance Limited、Aozora Europe Limited、AZB Funding 4 Limited、AZB Funding 8 Limited、AZB Funding 9 Limited、AZB Funding 10 Limited、AZB Funding 11 Limited及びAZB Funding 12 Limitedは、当行の会計監査人と同一のネットワークに属している監査法人等の監査を受けております。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の概要

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、当行および当行子会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を、以下のとおり定める。

1 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員が法令諸規則等を遵守し、その職務を遂行するための行動規範として、マスターポリシー「倫理・行動基準」その他のコンプライアンス体制に係る規程を整備し、役職員から「年次誓約書」を徴求する。
- (2) 経営の規律を確保し、取締役会の監督機能を高めるため、経営に精通し公正な立場から当行の業務執行を監督する社外取締役を複数名選任する。
- (3) 取締役および業務執行役員等の指名・報酬等を審議する指名報酬委員会ならびに内部統制に関する事項等を検証する監査コンプライアンス委員会を設置する。両委員会は社外取締役を中心に構成し、取締役会から委任を受けて、それぞれの所管事項について多面的・専門的に確認・検証を行い、その審議の結果を取締役に報告する。
- (4) 法令等遵守を統括する部署を設置し、コンプライアンスに関する規程等の整備、法令等遵守のための研修等の実施、遵守状況の確認、改善策の策定・実施を通じて法令遵守態勢の整備を図る。法令等遵守を統括する部署は、法令等制改定への対応、行規整備、研修計画等、法令等遵守態勢整備のための具体的な実施計画を「コンプライアンスプログラム」として年度毎に策定し、取締役会の承認を得る。また、その進捗状況を監査コンプライアンス委員会および取締役会に定期的に報告する。
- (5) 他の業務執行部門から独立した内部監査部門を設置する。内部監査部門は、取締役会によって承認された年次監査計画に基づき、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を監査し、内部監査の状況を定期的にチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）、マネジメントコミッティー、監査コンプライアンス委員会および取締役会に報告する。
- (6) 法令違反や不正行為等による不祥事の防止、早期発見および是正を図るため、役職員が法令諸規則・行規等に違反する、またはそのおそれのある事象等を知った場合に、行内および社外の専用窓口に直接通報することができる内部通報制度である「あおぞらホットライン制度」を整備する。
- (7) 反社会的勢力による不当な介入を排除し、資金提供その他一切の取引関係を遮断するために必要な体制を整備する。また、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与に直接的にも間接的にも当行が利用されることのないよう、継続的にお客さまの状況確認を行うなどの管理体制を整備する。
- (8) お客さまの保護および利便性の向上を図るため、顧客保護等（顧客説明管理、顧客サポート等管理、顧客情報管理、外部委託管理および利益相反管理）に係る体制を整備する。
- (9) 内部者取引（インサイダー取引）および役職員個人による取引先等の情報を利用した不公正な取引等の未然防止のために必要な体制を整備する。
- (10) 贈収賄防止関連法令の遵守、腐敗の防止のために必要な体制を整備する。

2 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務執行に関する迅速な意思決定を確保するため、取締役および業務執行役員の中から取締役会により選任されたメンバーで構成されるマネジメントコミッティーを設置し、業務執行に係る権限を委譲する。また、マネジメントコミッティーの下部組織として、専門的な業務知識、経験、判断力を有する委員で構成された各種委員会を設置し、それぞれに権限を委譲する。

3 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会その他重要な経営諸会議の議事録等、取締役の職務執行に係る情報については、法令および文書管理に関する諸規程に基づき、適切に管理および保存する。

4 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当行および当行子会社が認識するリスクに対する基本的な方針及び管理方法をマスターポリシー「統合的リスク管理」に定める。業務において発生するリスクを、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびオペレーショナルリスク（サイバーセキュリティに対応するシステムリスクを含む）に分類し、リスクカテゴリー毎に基本方針等を定めた規程等を整備する。
- (2) 各リスク所管部署は、リスク管理の状況を定期的にマネジメントコミッティー、監査コンプライアンス委員会および取締役会等に報告する。
- (3) 内部監査部門は、リスク管理態勢の有効性、適切性について監査し、その結果をチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）、マネジメントコミッティー、監査コンプライアンス委員会および取締役会に報告する。また、監査役および監査役会ならびに会計監査人とも随時情報交換を行い連携を図る。
- (4) 感染症の流行拡大、災害、システム障害やサイバー攻撃等、事業継続に重大な影響を及ぼすリスクに対応するため、「業務継続計画（BCP）」を整備する。危機発生時には、チーフエグゼクティブオフィサー（CEO）が業務全般について責任を持って対応にあたる。

5 当行および当行子会社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当行および当行子会社における業務の適正かつ効率的な運営を確保するため、当行子会社の経営管理態勢、コンプライアンス態勢およびリスク管理態勢に関する基本方針をマスターポリシー「グループ会社管理」に定める。
- (2) 当行および当行子会社は、当行子会社各社の独立性および主体性を尊重しつつ、当行および当行子会社一体での統合的な内部統制システムの構築に取り組む。また、法令等に抵触しない範囲で、「倫理・行動基準」をはじめとするポリシーおよびプロシージャー等を当行子会社各社に周知徹底する。
- (3) 当行および当行子会社は、お客さまの利益を不当に害することのないよう利益相反管理体制を構築し、当行と当行子会社の間および当行子会社間の取引における取引条件等についてアームズ・レングス・ルールを遵守する体制を整備する。
- (4) 当行および当行子会社の連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するため、プロシージャー「財務報告に係る内部統制」を策定し、財務報告に係る内部統制が適切に運用される体制を整備する。
- (5) 内部監査部門は、法令諸規則等に反しない範囲で、当行子会社各社の業務運営状況について監査を実施する。

6 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助するために監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人を適切に配置する。当該使用人の指揮命令権は、監査役に帰属するものとし、当該使用人の面接および業績評価は、常勤監査役が行う。また、当該使用人の異動、昇格、報酬および懲罰等に係る決定については、常勤監査役の同意を要する。
- (2) 監査役は、いつでも必要に応じて、直接当行および当行子会社の役職員に対して報告を求めることができる（内部通報制度の運用状況や通報内容を含む）。
- (3) 当行および当行子会社の役職員は、当行および当行子会社において法令等の違反行為ならびに当行および当行子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象を発見した場合には、速やかに監査役に報告する。監査役への報告を行った役職員は、当該報告を理由とする一切の不利益な取り扱いを受けないことを、人事規則その他の行規に明記する。
- (4) 役職員は、監査役会が毎年度作成する監査計画（予算を含む）等に基づく監査の実施に協力する。
- (5) 監査役は、実効的な監査の実施のため必要に応じて、弁護士、公認会計士等の専門家から監査業務に関する助言を受けることができる。
- (6) 監査役の職務執行に係る諸費用（上記（5）に係る費用を含む。）については、当行が負担する。

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の運用状況の概要

1 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当行は、役職員が法令等諸規則を遵守し、その職務を遂行するための行動規範として「倫理・行動基準」を定めており、当行グループの全役職員は、毎年、「倫理・行動基準」の内容を理解し遵守する旨の「年次コンプライアンス確認書」を提出しております。
- ・当行は、複数の社外有識者を、独立性にも配慮の上、取締役として、株主総会において選任しております。当行の当事業年度末における取締役8名のうち4名は、独立性を有する社外取締役となっております。社外取締役が過半数を占める「指名報酬委員会」および社外取締役により構成される「監査コンプライアンス委員会」は、取締役会の委任を受けて、所管事項に関して多面的・専門的に確認・検証を行い、審議の結果を取締役に報告することにより、代表取締役および業務執行役員に対する監督機能の補完ならびに牽制機能を果たしております。
- ・当行は、当行グループ全体の法令等遵守に関する統括部署としてコンプライアンス統括部を設置しております。コンプライアンス統括部は、遵守すべき法令諸規則への対応等に関する行規等を整備し、役職員に対する各種の研修・周知を通じて、役職員のコンプライアンス意識の維持・向上を図り、法令等遵守態勢の整備・確立に努めております。また、法令等遵守態勢を実現するための具体的な実践計画として、年次で「コンプライアンスプログラム」を策定し、その進捗状況等を、半期毎に監査コンプライアンス委員会および取締役会に報告しております。
- ・年初計画に基づく研修・周知については、在宅やリモート環境からの参加やビデオ視聴による学習を可能とする環境を整備し、あおぞら銀行型投資銀行ビジネス推進にあたってのコンプライアンス上の留意点やサイバーセキュリティ、情報管理等の喫緊のテーマを取り入れて実施しております。
- ・監査部は、取締役会によって承認された年次監査計画に基づき内部監査を実施し、その結果を、月次でチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）およびマネジメントコミッティーに、半期毎に監査コンプライアンス委員会および取締役会に、また四半期毎に監査役会に報告しております。
- ・当行グループでは、法令違反や不正行為等による不祥事の防止、早期発見および是正を図るための内部通報制度として「あおぞらホットライン制度」を整備しております。役職員は、法令等に違反する行為等を発見した場合には、行内および社外（法律事務所）の専用窓口で直接通報することができ、その受付件数等「あおぞらホットライン制度」の運用状況は、半期毎に監査コンプライアンス委員会および取締役会に報告されております。

- ・当行は、「反社会的勢力排除プロシージャー」等において、反社会的勢力に対する毅然とした対応を貫くことを定め、反社会的勢力の介入を排除し、取引関係を遮断するための各種体制を構築し、運用しております。また、マネー・ローンダリングやテロ資金供与・拡散金融等の金融犯罪対策およびその他外為法上の経済制裁措置への対応を重要な経営課題と位置付け、管理体制を整備し、運用しております。
- ・お客さまの多様なニーズに対応した非対面取引の利便性向上のための各種施策の実施に伴う、マネー・ローンダリング等のリスクの増加を踏まえ、日次での各種リストとの照合や取引モニタリングによる不正検知体制の維持・向上に努めております。
- ・お客さまの保護および利便性の向上に向けた取り組みに関する基本方針を定めるマスターポリシー「顧客保護等管理」に基づき、具体的な対応方法を定めた行規を整備し、取締役会が選任した顧客保護担当取締役が、顧客保護等管理全般を統括しております。また、コンプライアンスガバナンス担当役員等をメンバーとする顧客保護委員会を原則として毎月開催し、顧客保護等管理態勢の検証を行っております。
- ・当行では、キャッシュレス取引や非対面取引ニーズの高まりに応じたサービス拡充に努めておりますが、同時に、資金移動業者との口座接続における接続基準等の検証・見直しやインターネットバンキングシステム更新に際してのご本人認証のセキュリティ面での検証態勢強化等、お客さま保護に資する態勢整備にも取り組んでおります。
- ・役員による内部者取引（インサイダー取引）を未然に防止するため、コンプライアンス統括部が重要情報を一元管理し、インサイダー情報を厳正に管理する体制を整備し、運用しております。
- ・各国の贈収賄防止関連法令の遵守、腐敗防止のため、プロシージャー「贈収賄防止」を定め、体制を整備するとともに、周知を継続的に実施しております。

2 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・業務執行役員の中から、取締役会により選任されたメンバー（代表取締役含む）で構成されるマネジメントコミッティーは、原則毎週開催しており、取締役会の定めた方針に基づき日々の業務執行における重要事項等の決定を行っております。なお、マネジメントコミッティーの下部組織として、専門的な業務知識、経験、判断力を有するメンバーで構成されるALM委員会、統合リスクコミッティー、クレジットコミッティー、投資委員会、CAPEX委員会、顧客保護委員会およびサステナビリティ委員会を設け、それぞれに権限委譲しております。

3 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・当行は、取締役会、マネジメントコミッティー等の経営諸会議の議事録をはじめ決裁書類等の重要な書類について、法令および社内規程に基づき、保存年限等を定めて適切に管理し、保存しております。

4 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理活動を適切に実施するために、ALM委員会や統合リスクコミッティー等の委員会やリスク管理部署を設けて、リスクを把握、評価し、コントロールしております。また、リスク管理部署の統括責任者として、業務執行役員の中からチーフ・リスク・オフィサー（CRO）を任命しております。
- ・管理すべきリスクの範囲と定義、リスクの特定と評価、モニタリングとコントロール等を含めたリスクカテゴリー毎の基本方針や規程類を整備しており、各リスク管理部署はその枠組みを踏まえて適切なリスク管理を実施しております。
- ・マネジメントコミッティー、監査コンプライアンス委員会および取締役会は、各リスク管理部署によるリスク管理状況の報告を受け、各種リスクを的確に把握、評価しコントロールしております。

- ・監査部は、リスク管理態勢の有効性、適切性を監査し、その結果を、月次でチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）およびマネジメンツコミッティーに、半期毎に監査コンプライアンス委員会および取締役会に、また四半期毎に監査役会に報告しております。また、会計監査人とも三様監査等を通じて随時連携しております。
- ・当行は、首都直下地震等の大規模災害や、システム障害・サイバー攻撃、感染症の流行拡大等に備え、業務継続計画（BCP）を策定し、その有効性について随時検証を行っております。また、全役職員を対象とした様々な訓練・研修を行うことにより、危機管理意識の醸成と実効性の向上を図っております。
- ・新型コロナウイルス感染症に対しては、リモートワーク・在宅勤務の拡大、スプリット勤務の導入、重要業務部署でのスクリーニング検査実施、役職員間の会食制限等の取り組みにより、社内感染やクラスター発生を防止するとともに、業務継続体制の強化に取り組んでいます。

5 当行および当行子会社における業務の適正を確保するための体制

- ・経営管理態勢、コンプライアンス態勢およびリスク管理態勢に関するマスターポリシー「グループ会社管理」に基づき、当行子会社の業務推進を所管する担当役員は、関係本部と協力・連携し、当行子会社の経営管理を統括するとともに、各リスク所管部は直接当行子会社の各個別リスク管理を行っております。また、当行子会社との間で当行および当行子会社が遵守すべき事項ならびに当行子会社から当行への事前協議事項・報告事項等を具体的に定めた「アドバイザーおよびガバナンス基本契約書」を締結する等により、経営管理の実効性確保に努めております。
- ・お客さまとの取引等に関し、自己や第三者の利益を図るためにお客さまの利益を不当に害する取引を行わないよう、プロシージャー「利益相反管理ならびにアームズ・レングス・ルールの遵守」を定め、当行および当行子会社とお客さまとの間の利益相反の恐れのある取引について適切な管理を行い、また、個別案件の取引条件等がアームズ・レングス・ルールに抵触しないよう管理しております。また、コンプライアンスガバナンス担当役員等をメンバーとする顧客保護委員会は、半期毎に利益相反の管理状況を検証しております。
- ・当行および当行子会社の連結ベースでの財務報告の適正、信頼性を確保するため、プロシージャー「財務報告に係る内部統制」に基づき、内部統制体制を整備し、運用しております。また、年次で財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、内部統制報告書を開示しております。
- ・監査部は、マスターポリシー「内部監査」およびプロシージャー「グループ会社の監督およびガバナンス」に基づき、当行および当行子会社に対して内部監査を実施しております。

6 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役の職務を補助し監査役会の運営をサポートするため監査役室を設置し、専任の監査役室長他を配置することで、監査役および監査役会の指揮のもと、監査役監査の補佐と監査役会の事務局機能に当たらせております。
- ・監査役室および監査役室長に対する日常的な指揮命令権や報告義務先は常勤監査役としており、監査役室長や他のスタッフ等の人事・業績評価等についても常勤監査役（および必要により監査役会）と協議のうえ同意を得て決定しております。
- ・全ての取締役・使用人等（子会社を含む）は、特に法令上の制約がない限り、監査役および監査役会に対して、経営・業務に関する重要な事項（内部監査結果や内部通報等を含む）およびその他監査役が必要と認めた事項について直接報告しており、報告したことをもって何らの不利益な取扱いも行っておりません。
- ・取締役および使用人等は、監査計画に基づく監査役会への出席・報告等に協力しております。
- ・監査役および監査役会が、監査業務の一環として使用した諸費用については、実効的かつ専門的な監査の観点から必要と判断して使用した弁護士等外部専門家の費用を含め、当行において負担しております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

(剰余金の配当及び自己株式の取得等に関する方針)

当行は、資本政策の機動性を確保するため、会社法第459条第1項の規定に基づき、同項各号に定める事項を取締役会の決議によって定める旨、定款に規定しております。

2020年度から2022年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画「AOZORA2022」における配当政策として、配当性向を原則50%とし、業績に応じた還元を行ってまいります。また、引き続き四半期ベースの配当を実施いたします。

なお、自己株式の取得等に関する取締役会による権限の行使にあたっては、継続的な企業価値の向上及び適正な株主還元の観点から、収益動向等の経営成績や将来見通し等を総合的に判断した上で、実施してまいりたいと存じます。

連結計算書類

連結貸借対照表(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,141,946	預金	4,838,056
コールローン及び買入手形	122,243	譲渡性預金	33,500
買入金銭債権	101,687	コールマネー及び売渡手形	16,121
特定取引資産	133,021	売現先勘定	69,876
金銭の信託	20,930	債券貸借取引受入担保金	356,956
有価証券	1,478,178	特定取引負債	129,227
貸出金	3,317,125	借入金	432,342
外国為替	63,878	社債	168,959
その他資産	306,215	その他負債	166,022
有形固定資産	21,785	賞与引当金	4,332
建物	10,322	役員賞与引当金	86
土地	9,235	退職給付に係る負債	10,974
リース資産	478	オフバランス取引信用リスク引当金	407
その他の有形固定資産	1,749	偶発損失引当金	453
無形固定資産	20,140	特別法上の引当金	8
ソフトウェア	20,072	繰延税金負債	23
その他の無形固定資産	67	支払承諾	14,038
退職給付に係る資産	4,964	負債の部合計	6,241,387
繰延税金資産	31,729	(純資産の部)	
支払承諾見返	14,038	資本金	100,000
貸倒引当金	△48,677	資本剰余金	87,476
投資損失引当金	△553	利益剰余金	301,700
資産の部合計	6,728,653	自己株式	△3,117
		株主資本合計	486,060
		その他有価証券評価差額金	3,985
		繰延ヘッジ損益	△157
		為替換算調整勘定	3,450
		退職給付に係る調整累計額	△233
		その他の包括利益累計額合計	7,045
		新株予約権	390
		非支配株主持分	△6,229
		純資産の部合計	487,265
		負債及び純資産の部合計	6,728,653

連結損益計算書(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		134,737
資金運用収益	66,141	
貸出金利息	44,792	
有価証券利息配当金	20,283	
コールローン利息及び買入手形利息	△54	
買現先利息	△0	
預け金利息	11	
その他の受入利息	1,109	
信託報酬	444	
役務取引等収益	17,300	
特定取引収益	16,642	
その他業務収益	28,066	
その他経常収益	6,142	
償却債権取立益	156	
オフバランス取引信用リスク引当金戻入益	205	
その他の経常収益	5,780	
経常費用		88,443
資金調達費用	14,529	
預金利息	6,179	
譲渡性預金利息	3	
コールマネー利息及び売渡手形利息	24	
売現先利息	82	
債券貸借取引支払利息	356	
借入金利息	1,171	
社債利息	1,957	
その他の支払利息	4,754	
役務取引等費用	3,720	
その他業務費用	7,334	
営業経費	57,490	
その他経常費用	5,368	
貸倒引当金繰入額	2,702	
その他の経常費用	2,665	
経常利益		46,294
特別利益		0
固定資産処分益	0	
特別損失		319
固定資産処分損	49	
減損損失	269	
税金等調整前当期純利益		45,975
法人税、住民税及び事業税	13,110	
法人税等調整額	△173	
法人税等合計		12,937
当期純利益		33,038
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△1,966
親会社株主に帰属する当期純利益		35,004

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	87,412	283,464	△3,260	467,615
会計方針の変更による累積的影響額			△657		△657
会計方針の変更を反映した当期首残高	100,000	87,412	282,806	△3,260	466,958
当期変動額					
剰余金の配当			△16,109		△16,109
親会社株主に帰属する当期純利益			35,004		35,004
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		64		142	207
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	64	18,894	142	19,102
当期末残高	100,000	87,476	301,700	△3,117	486,060

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	27,196	△750	△971	974	26,449	482	△4,541	490,006
会計方針の変更による累積的影響額		△1			△1			△659
会計方針の変更を反映した当期首残高	27,196	△752	△971	974	26,447	482	△4,541	489,346
当期変動額								
剰余金の配当								△16,109
親会社株主に帰属する当期純利益								35,004
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								207
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△23,210	595	4,421	△1,208	△19,402	△91	△1,688	△21,182
当期変動額合計	△23,210	595	4,421	△1,208	△19,402	△91	△1,688	△2,080
当期末残高	3,985	△157	3,450	△233	7,045	390	△6,229	487,265

貸借対照表 第89期末 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	980,590	預金	4,564,081
現金	6,288	当座預金	36,782
預け金	974,301	普通預金	1,972,403
コールローン	122,243	貯蓄預金	32,352
買入金銭債権	78,477	通知預金	995
特定取引資産	133,008	定期預金	2,386,837
商品有価証券派生商品	14,392	その他の預金	134,709
特定取引有価証券派生商品	10,570	譲渡性預金	33,500
特定金融派生商品	108,045	コールマネー	16,121
金銭の信託	9,639	売現先勘定	69,876
有価証券	1,494,578	債券貸借取引受入担保金	356,956
国債	51,352	特定取引負債	129,227
地方債	133,452	特定取引有価証券派生商品	14,936
短期社債	34,998	特定金融派生商品	114,290
社債	129,837	借入金	432,100
株式	65,525	借入金	432,100
その他の証券	1,079,411	社債	168,959
貸出金	3,230,905	その他負債	155,968
割引手形	5,674	未払法人税等	6,525
手形貸付	24,443	未払費用	3,819
証書貸付	3,057,969	前受収益	311
当座貸越	142,817	先物取引差金勘定	6,728
外国為替	63,878	金融派生商品	101,576
外国他店預け	63,878	金融商品等受入担保金	7,239
その他資産	286,308	リース債務	510
前払費用	971	資産除去債務	2,022
未収収益	8,234	その他の負債	27,237
先物取引差入証拠金	962	賞与引当金	3,854
金融派生商品	53,268	役員賞与引当金	70
金融商品等差入担保金	143,786	退職給付引当金	10,367
社債発行費	259	オフバランス取引信用リスク引当金	403
その他の資産	78,826	支払承諾	25,381
有形固定資産	21,147	負債の部合計	5,966,868
建物	10,046	(純資産の部)	
土地	9,235	資本金	100,000
リース資産	478	資本剰余金	87,476
その他の有形固定資産	1,386	資本準備金	87,313
無形固定資産	12,125	その他資本剰余金	163
ソフトウェア	12,059	利益剰余金	291,448
その他の無形固定資産	66	利益準備金	12,686
前払年金費用	5,132	その他利益剰余金	278,761
繰延税金資産	31,962	繰越利益剰余金	278,761
支払承諾見返	25,381	自己株式	△3,117
貸倒引当金	△47,910	株主資本合計	475,807
投資損失引当金	△553	その他有価証券評価差額金	4,007
資産の部合計	6,446,916	繰延ヘッジ損益	△157
		評価・換算差額等合計	3,850
		新株予約権	390
		純資産の部合計	480,047
		負債及び純資産の部合計	6,446,916

損益計算書 第89期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		119,899
資金運用収益	59,857	
貸出金利息	38,463	
有価証券利息配当金	20,298	
コールローン利息	△34	
買現先利息	△0	
預け金利息	22	
その他の受入利息	1,107	
信託報酬	444	
役務取引等収益	14,975	
受入為替手数料	196	
その他の役務収益	14,778	
特定取引収益	15,432	
商品有価証券収益	7,576	
特定取引有価証券収益	2,251	
特定金融派生商品収益	5,604	
その他業務収益	26,537	
外国為替売買益	2,583	
国債等債券売却益	9,408	
金融派生商品収益	1,082	
その他の業務収益	13,462	
その他経常収益	2,652	
償却債権取立益	135	
オフバランス取引信用リスク引当金戻入益	206	
株式等売却益	2,034	
金銭の信託運用益	78	
その他の経常収益	196	
経常費用		78,885
資金調達費用	14,186	
預金利息	6,130	
譲渡性預金利息	3	
コールマネー利息	24	
売現先利息	82	
債券貸借取引支払利息	356	
借入金利息	878	
社債利息	1,957	
金利スワップ支払利息	2,768	
その他の支払利息	1,986	
役務取引等費用	7,324	
支払為替手数料	158	
その他の役務費用	7,165	
その他業務費用	7,498	
国債等債券売却損	4,908	
社債発行費償却	214	
その他の業務費用	2,375	
営業経費	45,684	
その他経常費用	4,191	
貸倒引当金繰入額	2,848	
貸出金償却	1,062	
投資損失引当金繰入額	0	
株式等売却損	1	
その他の経常費用	278	
経常利益		41,014
特別利益		0
固定資産処分益	0	
特別損失		319
固定資産処分損	49	
減損損失	269	
税引前当期純利益		40,695
法人税、住民税及び事業税	11,569	
法人税等調整額	△728	
法人税等合計		10,841
当期純利益		29,854

株主資本等変動計算書 第89期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	87,313	98	87,412	12,686	265,675	278,361	△3,260	462,513
会計方針の変更による累積的影響額						△657	△657		△657
会計方針の変更を反映した当期首残高	100,000	87,313	98	87,412	12,686	265,017	277,703	△3,260	461,855
当期変動額									
剰余金の配当						△16,109	△16,109		△16,109
当期純利益						29,854	29,854		29,854
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			64	64				142	207
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	64	64	-	13,744	13,744	142	13,951
当期末残高	100,000	87,313	163	87,476	12,686	278,761	291,448	△3,117	475,807

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	27,195	△750	26,445	482	489,440
会計方針の変更による累積的影響額		△1	△1		△659
会計方針の変更を反映した当期首残高	27,195	△752	26,443	482	488,780
当期変動額					
剰余金の配当					△16,109
当期純利益					29,854
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					207
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△23,188	595	△22,593	△91	△22,684
当期変動額合計	△23,188	595	△22,593	△91	△8,733
当期末残高	4,007	△157	3,850	390	480,047

連結計算書類に係る会計監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社 あおぞら銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本 繁彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大竹 新
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴見 将史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社あおぞら銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あおぞら銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社 あおぞら銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本繁彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大竹新
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴見将史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社あおぞら銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、監査の実施にあたっては必要に応じて電話・オンライン形式も活用いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等及び有限責任監査法人トーマツから開示すべき重要な不備となるものはない旨の報告を受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

株式会社 あおぞら銀行 監査役会
常 勤 監 査 役 橋 □ 悟 志 ㊞
監査役(社外監査役) 萩 原 清 人 ㊞
監査役(社外監査役) 井 上 寅 喜 ㊞

以 上

定時株主総会会場のご案内

東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井カンファレンス

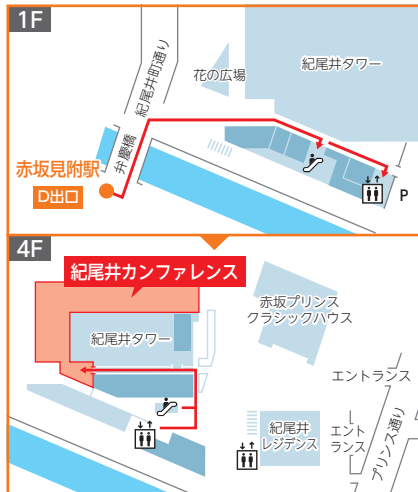
会場 東京都千代田区紀尾井町1番4号

※開催場所が昨年と異なります。お間違いのないようご来場ください。

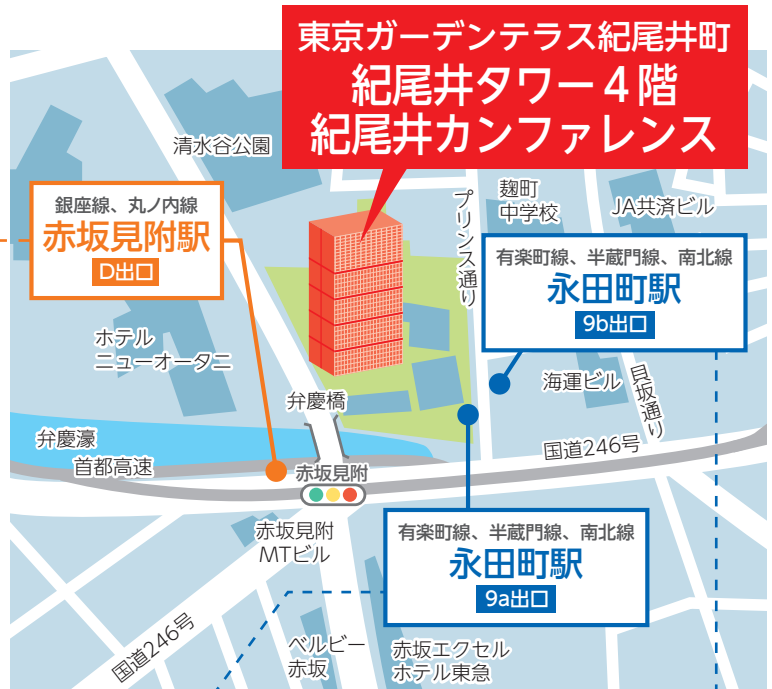
交通 永田町駅直結／赤坂見附駅より徒歩1分

東京メトロ5路線利用可能 有楽町線・半蔵門線・南北線・銀座線・丸ノ内線

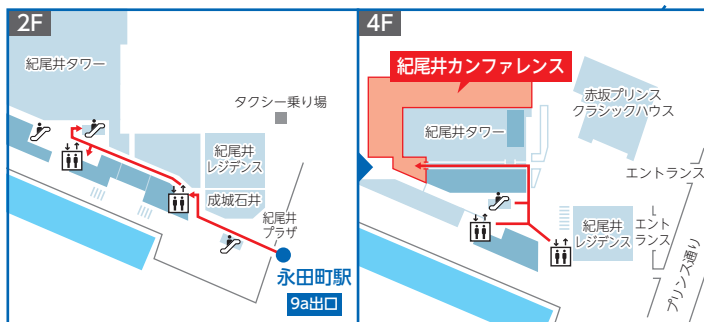
赤坂見附駅 D出口 をご利用の場合



弁慶橋を渡り、「紀尾井タワー」の1階レストラン・ショップより、エスカレーターまたはエレベーターで4階へ上がってください。

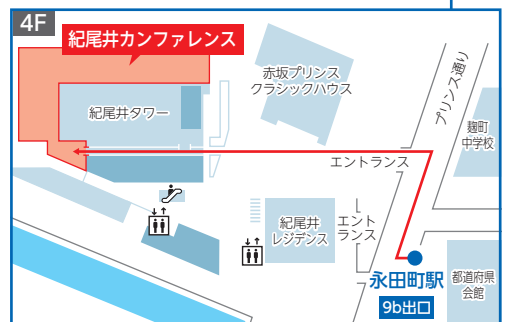


永田町駅 9a出口 をご利用の場合



永田町駅9a出口手前・直結連絡口を通り、「紀尾井タワー」2階より、エレベーターまたはエスカレーターで4階へ上がってください。

永田町駅 9b出口 をご利用の場合



エントランスから真っすぐ進んだ先の「紀尾井タワー」の自動ドアより、お入りください。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/8304/>

